

平成 17 年 4 月 1 日
環廃対発第050401007号
環廃産発第050401012号
環地温発第050401020号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け環廃産発第031001006号・環地温発第031001002号）を次のように改正し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 16 年度に交付された補助金の取り扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

環 境 大 臣 小 池 百 合 子

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱

（通則）

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）（以下「補助金」という。）の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（天然ガス、水素、アルコール、太陽熱、地中熱、廃熱その他の石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあっては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のための事業として、第 4 条に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「技術開発」とは、地球温暖化対策の分野において実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発することをいい、これに付随する技術の開発及び調

査研究、これらの技術の成果の普及及び関連情報の収集のための事業を含む。

二 「CDM」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第12条に規定する低排出型の開発の制度をいう。

三 「J I」とは、京都議定書第6条及びこれに関連する国際的合意に基づく共同実施をいう。

四 「京都メカニズムによるクレジット」とは、マラケシュ合意に規定する認証された排出削減量（吸収源CDMによるクレジットを除く。以下「CER」という。）、排出削減単位（以下「ERU」という。）及び割当量単位（以下「AAU」という。）をいう。

五 「バイオ素材」とは、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。

六 「超低硫黄軽油」とは、硫黄分濃度が10ppm以下の軽油をいう。

七 「余剰エネルギー」とは、工場、事業場等から発生するエネルギーであって、当該施設で利用していないもの、又は利用していても需要が十分でないために余っているものをいう。

八 「フロン冷媒冷凍装置」とは、冷媒としてフロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。）を冷媒として使用した冷凍装置をいう。

九 「自然冷媒冷凍装置」とは、フロン冷媒冷凍装置以外の冷凍装置であって、二酸化炭素、アンモニア、炭化水素等、もともと自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍装置をいう。

（補助の対象事業及び対象者）

第4条 この補助金は、以下に掲げる事業を交付対象とする。

一 温暖化対策市場化直結技術開発事業

以下に掲げる技術開発事業

ア 幅広い対象に普及することが見込まれる、短期間で商品化が可能な市場化に直結した技術開発事業

イ アに付随する維持管理、廃棄、社会システム、費用負担の在り方及び推進方法に関する調査研究

ウ アに付随する分析技術の開発

エ アからウまでに掲げる技術開発及び調査研究の成果等の普及並びに関連情報の収集のための事業

二 CDM/J I 設備補助事業

海外における石油代替エネルギーの利用又はエネルギーの使用の合理化によるCDM/J I 事業（これに準ずる事業であって京都メカニズムによるクレジットの取得につながるものを含む。以下「CDM/J I 等事業」という。）のために設備の整備等を行う事業であり、以下の3種類に分かれる。

ア 事前審査等事業 指定運営組織による事業の有効化審査を受審し、CDM理事会に事業を登録する事業及びその他これに準ずる事業

- イ 設備整備事業 CDM/JI等事業として必要な設備を整備する事業
- ウ 排出削減量認証事業 CDM/JI等事業の開始後に、指定運営組織等による排出削減量の認証を受ける事業
- 三 廃棄物処理施設における温暖化対策事業
高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、別に定める要件を満たすもの。
- 四 再生可能燃料利用促進事業
バイオ素材から製造したエタノールを低濃度混合したガソリン等を、自動車用等の燃料として利用するための施設整備等を行う事業
- 五 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業
生ごみ収集装置付集合住宅等において生ごみ等から発生するバイオガスを利用し、燃料電池等により熱電併給を行うための施設整備等を行う事業
- 六 都道府県センター普及啓発・広報事業
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第11条に規定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）が行うシンポジウム・セミナー等の普及啓発事業
- 七 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業
地球温暖化対策の新たなビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術に係る設備を整備する事業
- 八 超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等事業
超低硫黄軽油の供給と併せて、超低硫黄軽油の供給を行う製油所において省エネ設備等を整備する事業
- 九 余剰エネルギー連携利用設備整備事業
工場、事業場等からの排熱等地域で発生した余剰エネルギーを、複数の施設間で連携利用するための設備整備等を行う事業
- 十 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業
法第26条に規定する地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う次に掲げる設備を整備する事業
 - ア 電圧調整装置等省エネ機器
電圧調整装置等の確実に効果の見込める省エネ機器
 - イ 民生用小型風力発電システム
微風でも発電でき、また騒音にも配慮した市街地にも設置できる小型風力発電システム
 - ウ 家庭用小型燃料電池
家庭等に設置できる小型の燃料電池コージェネレーションシステム（熱電併給システム）
 - エ 複層ガラス等省エネ資材
複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材、省エネ型空調、省エネ型照明等の省エネ資材

十一 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

自主的に設定した二酸化炭素排出削減目標の達成のために、石油代替エネルギーの利用又はエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素排出抑制設備を整備する事業

十二 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

地方公共団体が策定する再生可能エネルギーを一定地域に集中的に導入する計画であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出量を相当程度削減することができる計画として環境省が認定したもの（以下、「再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画」という。）に位置づけられた再生可能エネルギーの供給事業の実施に必要となる設備を整備する事業

十三 業務部門二酸化炭素削減モデル事業

中小規模の業務用施設において、加盟店組織の活用や複数の事業者の連携により、効果的に二酸化炭素を削減するための設備を整備する事業

十四 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業

フロン冷媒冷凍装置と比較して、エネルギー起源二酸化炭素の排出の少ない低温用自然冷媒冷凍装置の設備整備を行う事業

十五 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業

二酸化炭素排出量の削減に効果のある断熱資材、太陽光発電設備及び高効率の給湯機器を併せて導入する住宅を整備又は購入する事業

- 2 前項第1号から第14号までの事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。ただし、前項第7号の事業にあつては、ア、ウ及びオのみとし、また、前項第6号の事業にあつては、都道府県 センターに指定された法人に限る。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める者

- 3 2者以上の事業者が共同で第1項第1号、第2号、第7号又は第11号の事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 4 第1項第1号の事業を共同で実施する場合、共同事業者になりうる者は個人で技術開発を実施する者も認められる。

- 5 第1項第3号の事業にあつては、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うものに限る。

- 6 第1項第15号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、補助金の交付申請に係る住宅を本人の居住のために整備又は購入する者で当該住宅を所有することになる者とする。ただし、当該住宅の整備又は購入のために必要な資金の全部又は一部を銀行その他の金融機関から借り入れる者に限る。

- 7 前6項の規定にかかわらず、他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業及び第1項第1号の事業にあつては既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。
- 8 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、以下の各項に定める方法により算出するものとする。なお、この場合の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とする。

2 前条第1項第1号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第10号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。

なお、同項第4号、第5号、第8号、第9号及び第10号に掲げる事業の補助対象経費の内容については別表第4を参照すること。

- 二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（第10号の事業にあつては地方公共団体から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

- 二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、本事業にあつては、クレジット移転総量に仮想クレジット価格を乗じて得た額が本号で定めた額に達しない場合は、その金額を限度とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

4 前条第1項第3号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。

なお、事業の補助対象経費の内容については別表第3を参照すること。

- 二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、本事業にあつては、高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費に係る工事費及び事務費（別表第3に定める事務費の算出方法により求められた額）の合計額が本号で定めた額に達しない場合は、その金額を限度とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

5 前条第1項第6号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
- 二 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 前条第1項第7号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
なお、補助対象経費の内容については別表第4を参照すること。
- 二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7 前条第1項第11号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第4を参照すること。
- 二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8 前条第1項第12号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、事業の補助対象経費の内容については別表第4を参照すること。
- 二 次のアからウに掲げる額をそれぞれ比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
 - ア 前号により選定された額に2分の1を乗じて得た額
 - イ 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 補助対象経費の実支出額から投資回収見込み及び事業者の投資選好を考慮して実施要領に定める算定方法により算定される額を控除した額

9 前条第1項第13号の事業

- 一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、事業の補助対象経費の内容については別表第4を参照すること。
- 二 次のアからウに掲げる額をそれぞれ比較して少ない方の額とする。ただし、算出

された額に1, 000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

ア 前号により選定された額に3分の1を乗じて得た額

イ 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額

ウ 補助対象経費の実支出額から光熱費の削減見込みを考慮して実施要領に定める算定方法により算定される額を控除した額

10 前条第1項第14号の事業

一 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、別表第1の第2欄に掲げる「必要な費用」の内容については、別表第4を参照すること。

二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

11 前条第1項第15号の事業

1 事業につき、40万円とする。

(交付申請書の提出)

第6条 第4条第1項各号に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、同項第1号から第9号及び第11号から第14号に掲げる事業については様式第1による交付申請書を、同項第10号に掲げる事業については様式第1の2による交付申請書を、同項第15号に掲げる事業については様式第1の3による交付申請書を大臣に提出しなければならない。同項第2号に掲げる事業を実施しようとする事業者については、申請に当たって、日本政府の事業承認を得ているか若しくは日本政府の事業承認の申請を既に行っているか、又は関係国際機関により定められた基準に基づくプロジェクト設計書を作成していなければならない。また、同項第12号に掲げる事業を実施しようとする事業者にあつては、補助金の交付申請に当たって、当該事業が位置づけられた再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の写しを添付しなければならない。

2 事業実施者は、補助金の交付申請に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

（以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを前条の規定に基づき算出した額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには交付決定を行い、第4条第1項第1号から第14号に掲げる事業については様式第2により、同項第15号に掲げる事業については様式第2の2により、その決定の内容及び交付条件を付したときはその条件を申請者に通知するものとする。この場合において、適切な交付を行うため必要があると認められるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

3 大臣は、交付決定したすべての補助事業について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において消費税等相当額の精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 交付決定の標準的な事務処理期間は、申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内とする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定の通知を受けた事業実施者は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に大臣にその旨を書面をもって申し出なければならない。

(補助金の経理等)

第9条 交付決定の通知を受けた事業実施者（前条の規定に基づき交付申請を取り下げた事業者を除く。また、事業者が共同で事業を行うものとして申請した場合には代表事業者及び共同事業者の双方を含む。以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費について帳簿その他の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

3 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。

一 別表第1の第2欄に定める補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、各配分額の15%以内の流用増減を除く。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間（第25条第1項に規定するCDM/JI設備整備補助事業者にあつては、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載するクレジット移転期限までの間）において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告書)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7（第4条第1項第15号の事業にあつては、様式第7の2）による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して様式第8による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。その際、第25条第1項に規定するCDM/JI設備整備補助事業者に対しては、同項に基づき移転すべき京都メカニズムによるクレジットの量を確定し、併せて通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9（第4条第1項第15号の事業にあつては、様式第9の2）による請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 大臣は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条に基づく交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、適化法、施行令その他の法令若しくは要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定に基づく交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第10により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(財産の管理)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
- 4 補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第12による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(知的財産権の譲渡)

- 第22条 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

- 第23条 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

(収益納付)

- 第24条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(CDM/JI設備補助事業に係る京都メカニズムによるクレジットの政府への移転)

第25条 CDM/JI設備補助事業に係る補助事業者(第4条第1項第2号イの設備整備事業に係る補助事業者に限る。以下「CDM/JI設備整備補助事業者」という。)は、補助金の交付額に応じて、次式による量の京都メカニズムによるクレジットを、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載する移転期限までに、日本国政府の保有口座へ移転しなければならない。

移転する京都メカニズムによるクレジットの総量〔CO₂換算トン〕＝補助金額〔円〕
×様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載の補助金千円当たりの移転クレジット
量〔CO₂換算トン／千円〕／1000

- 2 前項の規定による京都メカニズムによるクレジットの移転は、第15条に基づく実績報告書(様式第7)の別紙7の実績報告に基づくクレジット移転計画書(5)に記載する年次計画に従って行うものとする。
- 3 CDM/JI設備整備補助事業者は、前各項の規定に基づき京都メカニズムによるクレジットの移転の全部又は一部を行った場合には、10日以内に様式第13による京都メカニズムによるクレジット移転報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、CDM/JI設備整備補助事業者は、同項に規定する移転期限までに同項に規定する量の京都メカニズムによるクレジットの移転が行えない場合には、大臣の承認を得なければならない。大臣は、移転が行えないことにつき真にやむを得ない理由があると認められる場合についてのみ、承認するものとする。
- 5 CDM/JI設備整備事業者(日本国内の事業者である場合に限る。)は、補助事業により得られた京都メカニズムによるクレジットを移転する場合には、その移転先をできる限り日本国内とするよう努めるものとする。

(温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業に係る排出枠の交付等)

第26条 大臣は、第4条第1項第11号の温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業の補助事業者(以下この条において「目標保有参加者」という。)に対し、平成18年4月に排出枠を交付する。ただし、第5項による基準年度の排出量の確定がなされていない場合を除く。

- 2 排出枠は、二酸化炭素が有する温室効果に換算した1トンを単位として、大臣の管理する電子的な登録簿(以下この条において「登録簿」という。)において記録されるものであり、登録簿に保有口座を有する者の間で取引することが可能である。
- 3 第1項の排出枠の交付は、登録簿における目標保有参加者の保有口座に排出枠を記録することによって行う。
- 4 第1項により排出枠を交付する量は、設備整備を行う工場又は事業場(以下この条において「対象工場・事業場」という。)における平成14年度から平成16年度まで(排出量データの入手可能性等の理由から排出量の算定が困難である年度及び基準とすることが適当でない年度を除く。以下この条において「基準年度」という。)の間の年間平均の二酸化炭素の排出(他人から供給された電気又は熱を使用することを含む。)の量から、補助事業者が第6条第1項に基づく交付申請書において平成18年度の二酸化炭素排出削減予測量として記載した量を差し引いた量とすることを原則

とする。

- 5 目標保有参加者は、基準年度の各年度の対象工場・事業場における二酸化炭素の排出量を算定し、平成17年10月までに、環境大臣が指定する検証機関の検証を受け、当該排出量を確定させなければならない。当該検証の結果については、検証機関から環境省に報告がなされるものとする。
- 6 目標保有参加者は、平成18年度終了後、平成18年度の対象工場・事業場における二酸化炭素の排出量を算定し、環境大臣が指定する検証機関の検証を受け、当該排出量を確定させなければならない。当該検証の結果については、検証機関から環境省に報告がなされるものとする。
- 7 目標保有参加者は、平成18年度終了後、前項の検証を経て確定させた平成18年度の対象工場・事業場の二酸化炭素の排出量と同量の排出枠を償却しなければならない。償却は、登録簿において、目標保有参加者の保有口座から償却口座に排出枠を移転することにより行う。
- 8 前項の場合において、目標保有参加者は、排出枠に替えて、CERを償却に用いることができる。
- 9 前各項の実施に関して必要な細目は、別に定める。

(契約等)

- 第27条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上一般の競争に付すことが困難又は不適當であるときは、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

(書類の提出部数)

- 第28条 この要綱の規定に基づき大臣に提出する書類は、正本1部副本1部とする。

(その他)

- 第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

(附則)

この要綱は平成15年10月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
温暖化対策市場化直結技術開発事業	事業を行うために必要な人件費、業務費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費、旅費、謝金及び委託費）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
CDM/JI設備補助事業	設備整備事業にあつては、事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費、外国旅費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費 事前審査等事業及び排出削減量認証事業にあつては、CDM/JI 手続経費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	事業を行うために必要な本工事費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
再生可能燃料利用促進事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
生ごみ利用燃料電池等普及促進事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
都道府県センター普及啓発・広報事業	事業を行うために必要な人件費、業務費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額
余剰エネルギー連携利用設備整備事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額

地域協議会代 エネ・省エネ 対策推進事業	電圧調整装置等省エネ機器、民生用小型風力発電システム及び家庭用小型燃料電池に係る事業にあつては、事業を行うために必要な本工事費、附帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費 複層ガラス等省エネ資材に係る事業にあつては、事業を行うために必要な本工事費、附帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費であつて同種の一般製品に係る経費との差額並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と 認めた額
温室効果ガス の自主削減目 標設定に係る 設備補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と 認めた額
再生可能エネ ルギー高度導 入地域整備事 業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と 認めた額
業務部門二酸 化炭素削減モ デル事業	従前の機器、資材等を更新又は代替する場合若しくは通常設置されている機器、資材等を新たに設置する場合にあつては、事業を行うために必要な本工事費、附帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費であつて同種の一般製品に係る経費との差額並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費 通常設置されていない追加的な機器、資材等を設置する場合にあつては、事業を行うために必要な本工事費、附帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と 認めた額
省エネ型低温 用自然冷媒冷 凍装置の普及 モデル事業	省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入事業を行うために必要な費用と当該装置と同等の冷却能力を有するフロン冷媒冷凍装置の導入事業を行うために必要な費用との差額の経費。 ここで「必要な費用」とは、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費をいう。	環境大臣が必要と 認めた額

	なお、省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に伴い撤去する既設の冷凍装置がある場合には、既設の冷凍装置の残存価額（法定耐用年数（13年）経過後は取得価額の10％、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。）を上記差額の経費に加算することができる。	
二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額

別表第2 CDM/J I 設備補助事業関係

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(工事費)	
		材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。）をいう。
		(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 （１）工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 （２）準備、後片付け整地等に要する費用 （３）機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 （４）技術管理に要する費用 （５）交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な

			諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等工事費 門、囲障等工事費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。
	調査費		工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用
	初期調整費		施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費
C D M/ J I 手続経費	C D M/ J I 手続経費		有効化審査、C D M理事会への事業登録又は排出削減量の検証・認証に係る費用
外国旅費	外国旅費		事業実施のために必要な外国に出張する旅費
事務費	事務費		設備補助事業にあつては、事業施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事前審査等事業及び排出削減量認証事業にあつては、それぞれの手続を行うために直接必要な事務に要する費用をいう。 設備補助事業に係る事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	3. 5 %
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	3. 0 %
3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2. 5 %
4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2. 0 %
5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1. 0 %
6	10億円を超える金額に対して	0. 5 %

別表第3 廃棄物処理施設における温暖化対策事業関係

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(工事費)	
		材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。）をいう。
		(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 （１）工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 （２）準備、後片付け整地等に要する費用 （３）機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 （４）技術管理に要する費用 （５）交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な

事務費	事務費	諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 事業施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。 <table border="1" data-bbox="448 763 1406 1413"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区 分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5,000万円以下の金額に対して</td><td>3.5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>3.0%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超え3億円以下の金額に対して</td><td>2.5%</td></tr> <tr> <td>4</td><td>3億円を超え5億円以下の金額に対して</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>5</td><td>5億円を超え10億円以下の金額に対して</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>6</td><td>10億円を超える金額に対して</td><td>0.5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	3.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	3.0%	3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2.5%	4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2.0%	5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1.0%	6	10億円を超える金額に対して	0.5%
号	区 分	率																					
1	5,000万円以下の金額に対して	3.5%																					
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	3.0%																					
3	1億円を超え3億円以下の金額に対して	2.5%																					
4	3億円を超え5億円以下の金額に対して	2.0%																					
5	5億円を超え10億円以下の金額に対して	1.0%																					
6	10億円を超える金額に対して	0.5%																					

別表第4 第4条第1項、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号の各事業に係る補助対象経費（14号に関しては「必要な費用」）の内容

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。 本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。 工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。）をいう。 以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用

事務費		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。						
		一般管理費	請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。						
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等工事費 門、囲障等工事費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。						
	機械器具費		補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。						
	調査費		工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用						
	初期調整費		施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費						
	事務費		事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。						
<table><tr><td>号</td><td>区 分</td><td>率</td></tr><tr><td>1</td><td>5,000万円以下の金額に対して</td><td>6.5%</td></tr></table>				号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
号	区 分	率							
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%							

	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
	3	1億円を超える金額に対して	4.5%

様式第 1 (第 6 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付要綱第 6 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙 1 実施計画書又は整備計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 千円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙 2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 その他参考資料

↓

- 注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項の各号の事業名を記載すること。
- 2 別紙 1 の作成について、温暖化対策市場化直結技術開発事業にあつては別紙 1 の 1 により、CDM/JI 設備補助事業にあつては別紙 1 の 2 により、廃棄物処理施設における温暖化対策事業にあつては別紙 1 の 3 により、再生可能燃料利用促進事業にあつては別紙 1 の 4 により、生ごみ利用燃料電池等普及促進事業にあつては別紙 1 の 5 により、都道府県センター普及啓発・広報事業にあつては別紙 1 の 6 により、地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業にあつては別紙 1 の 7 により、超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等事業にあつては別紙 1 の 8 により、余剰エネルギー連携利用設備整備事業にあつては別紙 1 の 9 により、温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業にあつては別紙 1 の 10 により、再生可能エネルギー高度導入地域整備事業にあつては別紙 1 の 11 により、業務部門二酸化炭素削減モデル事業にあつては別紙 1 の 12 により、省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業にあつては別紙 1 の 13 により記載すること。
- 3 別紙 2 の作成について、CDM/JI 設備補助事業にあつては別紙 2 の 2 により、廃棄物処理施設における温暖化対策事業にあつては別紙 2 の 3 により、都道府県センター普及啓発・広報事業にあつては別紙 2 の 4 により、地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業にあつては別紙 2 の 5 により、再生可能エネルギー高度導入地域整備事業にあつては別紙 2 の 6 により、業務部門二酸化炭素削減モデル事業にあつては別紙 2 の 7 により、省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業にあつては別紙 2 の 8 により、その他の事業にあつては別紙 2 の 1 により記載すること。
- 4 CDM/JI 設備補助事業のうち設備整備事業にあつては、別紙 3 に記載し添付すること。
- 5 この申請書には、経理状況説明書(直近の 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)及び定款又は寄付行為を添付すること。
- 6 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料を添付すること。

温暖化対策市場化直結技術開発事業実施計画書

技術開発事業名	(例) □□における□□のための□□に関する技術開発 (10ポイントで記入すること)				
代表事業者 右の欄は9ポイントで記入すること	技術開発課題代表者				
	氏名	生年月日	所属機関名・部局・役職名	所属機関所在地	
	地球 一郎	1961年01月01日	〇〇株式会社環境事業本部担当部長	〒111-1111 〇〇県〇〇市...	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス		
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp		
	経理責任者				
	氏名	生年月日	所属機関名・部局・役職名	所属機関所在地	
	起業 二郎	1961年01月01日	〇〇株式会社経理担当マネージャー	〒111-1111 〇〇県〇〇市...	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス		
XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp			
技術開発の主たる実施場所	名称、所在地 〇〇株式会社技術研究所 〇〇県〇〇市... (9ポイントで記入すること)				
共同事業者 右の欄は9ポイントで記入すること	機関・組織等の名称	事業実施責任者			
		氏名	所属部局・役職名	電話、FAX番号	E-mailアドレス
	〇〇〇〇株式会社	技術 開発	エコロジー事業部リーダー	03-3333-3333 03-4444-4444	mmmmmmmm@mm.mm.jp
総事業費 (千円)	当該年度	翌年度	翌々年度	合計	
<技術開発の概要・目的・ポイント・目標> 技術開発の概要・目的・ポイント・目標を簡潔に記載する。(10ポイント、各200字以内で記入)					
【概要】					
【目的】					
【ポイント】					
【目標】					

なるべく1ページで記入すること。複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に代表者氏名を記入すること。

<技術開発課題代表者氏名>

(例) 地球 一郎

<技術開発の必要性・緊急性・新規性・先駆性>

事業の必要性（エネルギー起源CO₂削減の観点からなぜ必要か）・緊急性（なぜ今やるのか）・新規性（何がこれまでにない新規な点か）・先駆性（競合技術の開発・競合者と比べリードしている点は何か）を簡潔に記載する。（10ポイント、各200字以内で記入すること）

【必要性】

【緊急性】

【新規性】

【先駆性】

<開発する技術のCO₂対策としての費用対効果・技術の商品化又は事業化の見込み>

事業の対象とする技術が商品化された場合、適用される分野とそのエネルギー起源CO₂の削減効果、CO₂1トン削減するのに要する追加的コスト（イニシャルコスト及びランニングコスト）を記載すること。その計算根拠のわかりやすい説明も付記すること。

また、開発終了後の商品化・事業化のステップ・時期を説明すること。（10ポイントで記入すること）

【費用対効果】

【費用対効果の計算根拠】

【商品化・事業化の見込み】

なるべく1ページで記入すること。複数ページにわたる場合、右上に代表者氏名を同様に記入すること。

<技術開発課題代表者氏名>

(例) 地球 一郎

<技術開発事業の事業計画>

毎年の技術開発の内容・方法・毎年の達成目標を定めた事業計画を記載すること。(10ポイントで記入すること。枠内に適宜図表を挿入してもよい。)また、昨年度までの技術開発の進捗状況・成果も記載すること。

【事業計画】

【昨年度までの進捗状況・成果】

<技術開発の実施体制>

技術開発の実施体制・組織を簡潔に記載すること。(10ポイントで記入すること)

【実施体制】

<他の助成制度の申請について>

他の助成制度で実施中または申請予定の関連する技術開発の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記載すること。

(10ポイントで記入すること)

C D M / J I 設備補助事業実施計画書

事業の名称					
代表事業者名	事業実施責任者				
	氏 名	所属機関名・部局・役職名		所属機関所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	経理責任者				
	氏 名	所属機関名・部局・役職名		所属機関所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
事業の主たる 実施場所	名 称 所 在 地				
共同事業者	機関・組織等の名称	事業実施責任者			
		氏名	所属部局・役職名	電話、FAX番号	E-mailアドレス
総事業費 (千円)	当該年度	翌年度	翌々年度	合 計	
事業の概要					
事業の目的					
事業の方法、 内容					
事業の効果					

別紙 1 の 3

廃棄物処理施設における温暖化対策事業整備計画書

事業の名称		
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX 役 職	
経 理 責 任 者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX 役 職	
事 業 実 施 の 主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、内容 1. 廃棄物発電、 バイオマス発電 の場合（発電方式、 発電出力（定格最大）、 年間発電量、発電効率、 廃棄物の種類・処理計画量、 その他） 2. 廃棄物熱供給、 バイオマス熱供給の場合（熱利用用途、 熱供給方式、熱供給量（時間あたり及び年間） 廃棄物の種類・処理計画量、その他） 3. バイオマスコージェネレーション		

ョンの場合（発電方式、発電出力（定格最大）、年間発電量、発電効率、熱利用用途、熱供給方式、熱供給量（時間あたり及び年間）廃棄物の種類・処理計画量、その他） 4.廃棄物燃料製造、バイオマス燃料製造の場合（燃料の種類、燃料使用用途、エネルギー回収率、発熱量、時間あたり設備能力量、年間生産予定量、廃棄物の種類・処理計画量、その他）	
実施時期	
事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響、他事業等への波及効果、その他）	

（注）本整備計画書の参考資料として、以下の物を添付すること。

設備のシステム図、配置図

（１）廃棄物発電、バイオマス発電の場合

発電効率について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

（２）廃棄物熱供給、バイオマス熱供給の場合

熱供給量について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

（３）バイオマスコージェネレーションの場合

省エネ率について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

（４）廃棄物燃料製造、バイオマス燃料製造の場合

エネルギー回収率、発熱量について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

本事業に係る廃棄物の入手先・種類・処理計画量方法及び受入れ条件等が分かる資料

廃棄物処理施設設置に係る許可取得状況（申請中の場合は見通し等）

地元調整状況

事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など）の算定根拠資料

事業収支計画が分かる資料

会社概要

本事業の実施体制

登記簿謄本

事業実績、決算書（最近 2 営業期間）

事業実施予定地の位置図 / 国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）

別紙 1 の 4

再生可能燃料利用促進事業整備実施計画書

事業の名称					
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
事業の主たる 実施場所	名 称 所 在 地				
事業の概要					
事業の目的					
事業の方法、 内容 (整備する 施設の種類、 規模、バイオ エタノール 混合燃料の 製造量、その 他)					
事業費	当 該 年 度	翌 年 度	翌 々 年 度		合 計
	千 円	千 円	千 円		千 円
実施時期					
事業による C O 2 削減 効果					

注：本計画書に設備のシステム図、配置図及び実施予定地の位置図を添付すること。
また、記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙 1 の 5

生ごみ利用燃料電池等普及促進事業整備実施計画書

事業の名称					
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
事業の主たる 実施場所	名 称 所 在 地				
事業の概要					
事業の目的					
事業の方法、 内容 (コジェネ の方式、出力 (定格、最 大)、年間供 給量、総合効 率、バイオマ スの種類・処 理量、その 他)					
事業費	当 該 年 度	翌 年 度	翌 々 年 度		合 計
	千円	千円	千円		千円
実施時期					
事業による C O 2 削減 効果					

注：本計画書に設備のシステム図、配置図及び実施予定地の位置図を添付すること。また、記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙 1 の 6

都道府県センター普及啓発・広報事業実施計画書

事業の名称		
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX 役 職	
経 理 責 任 者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX 役 職	
事 業 実 施 の 主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、内 容		
事業の効果		

別紙 1 の 7

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業実施計画書

事業名		(例) 家庭用省エネルギーサービス事業 (10ポイントで記入してください。事業内容を反映した簡潔な事業名としてください。)		
事業実施者（法人名） 10ポイントで記入してください		(例) ○○株式会社		
事業実施者の代表者氏名 右の欄は9ポイントで記入してください	氏名（上段フリガナ）		生年月日	
	チキウ イチロウ 地球 一郎		1961年01月01日	
	所属機関名・部局・役職名		○○株式会社代表取締役	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	所属機関所在地
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp	〒111-1111 ○○県○○市...
経理責任者 右の欄は9ポイントで記入してください	氏名（上段フリガナ）		生年月日	
	キギョウ ジロウ 起業 二郎		1961年01月01日	
	所属機関名・部局・役職名		○○株式会社経理担当役員	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	所属機関所在地
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp	〒111-1111 ○○県○○市...
事業の主たる実施場所	名称		所在地	
<事業の概要・目的・ポイント>				
○記入上の注意 提案される事業の概要を100字以内で記載して下さい。 また、事業のポイントはどこにあるのか（これまでの事業と比較して何が異なり、何が重要なポイントなのか）を簡潔にわかりやすく記載してください。 あわせて、提案される事業について、すでに事業として成り立つことが確認されていること、現在の我が国及び海外での状況、関連する事業の状況について、簡潔にわかりやすく記載してください。 10ポイントで記入してください。なるべく欄内におさまるように、簡潔にわかりやすく記入してください。 ○記載例 【概要】 ・・・の事業を行う。（100字以内） 【目的】 本事業は、・・・することを目的とする。 【ポイント】 本事業のポイントは、以下のとおりである。 【事業化可能性】 事業性の確認状況、国内及び海外の状況並びに関連する事業の状況は次のとおりである。				

なるべく1ページで記載してください。複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に事業実施者名を記して下さい。

<事業実施者>

(例) ○○株式会社

<事業の将来性・発展性・新規性・先駆性>

○記載上の注意

事業の将来性・発展性（なぜ将来発展すると考えられるのか）及び新規性・先駆性（何が新しいのか又は競合者と異なるのか）を簡潔に記載してください。
10ポイントで記入してください。

【将来性・発展性】

【新規性・先駆性】

<事業の効果・有望性>

○記載上の注意

事業が行われた場合のエネルギー起源CO₂の削減効果（CO₂削減量）、削減コスト（CO₂を1トン削減するのに必要なイニシャルコスト及びランニングコスト）を記載してください。
その計算根拠のわかりやすい説明も付記してください。
10ポイントで記入してください。

【費用対効果】

【費用対効果の算定根拠】

なるべく1ページで記載してください。複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に事業実施者名を同様に記してください。

<事業実施者>

(例) ○○株式会社

<事業の内容及び事業計画>

○記載上の注意

事業の全体像、実施場所、事業規模、毎年の事業の内容・方法を定めた事業計画(5年間)を記載してください。

10ポイントで記入してください。

枠内に適宜図表を挿入して構いません。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めてください。

なるべく1ページで記載してください。複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に事業実施者名を同様に記してください。

<事業実施者>

(例) ○○株式会社

<資金計画>

記載上の注意

5年間の事業収支と事業資金の調達計画(方法)を、単年度ごとに記載してください。

10ポイントで記入してください。

枠内に適宜図表を挿入して構いません。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めてください。)

<事業の実施体制>

- 記入上の注意
事業の実施体制・組織を簡潔に記載してください。
10ポイントで記入してください。

<これまでの関連する事業についての取組状況>

- 記載上の注意
これまでの関連する事業について、本事業の実施者における取組を簡潔に記載してください。
10ポイントで記入してください。

<関連する事業についての他の助成制度の申請について>

- 記載上の注意
他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記載してください。
10ポイントで記入してください。

別紙 1 の 8

超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等事業整備実施計画書（総括表）

補助事業者 名称					
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
製油所（工場）名	省エネ化等 設備件数	事業費（千円）			
		当該年度	翌年度	翌々年度	合計

超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等事業整備計画書（個表）

個表は製油所（工場）ごとに作成すること

製油所（工場）名					
所在地					
担当者	所属	氏名	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス
事業名	複数の省エネ設備等を整備する場合は、設備ごとに「～、～」として記入すること				
事業の目的 及び概要	対象とする省エネ設備投資と超低硫黄軽油の製造・それ以外の連産品との関係についても記載すること				
事業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
導入設備 / 技術概要	複数の省エネ設備等を整備する場合は、設備ごとに「～、～」として記入すること 複数の石油製品の製造工程での省エネ対策になること、又は、複数の省エネ対策を組み合わせたものであることについても記載すること				
効果	○事業所のエネルギー削減量（原油換算 k L / 年） ○年間 C O 2 排出削減量（トン） ○8年間 C O 2 排出削減量（トン）（注）法定耐用年数 8 年 複数の省エネ設備等を整備する場合は、設備ごとに「～、～」として記入すること				
費用対効果	○補助事業に要する費用総額（千円） / 8 年間 C O 2 排出削減量（トン） ○補助事業に要する費用総額の 1/3（千円） / 8 年間 C O 2 排出削減量（トン） ○当該製油所における、軽油の超低硫黄化に伴う設備投資費用総額と軽油生産量（可能な場合に記載） 複数の省エネ設備等を整備する場合は、設備ごとに「～、～」として記入すること				
	当該年度	翌年度	翌々年度	合計	
事業費の 総額	千円	千円	千円	千円	
補助対象 事業費	千円	千円	千円	千円	
補助対象 事業費の 1/3	千円	千円	千円	千円	

注 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

導入前後の比較図

導入前

導入後

注：省エネ設備の導入前後の比較ができるように、概略図を作成すること。なお、必要な場合には、設備ごとに別葉とすること。

別紙 1 の 9

余剰エネルギー連携利用設備整備事業整備実施計画書

事業の名称					
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
経理責任者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 電 話 / F A X 役 職				
事業の主たる 実施場所	名 称 所 在 地				
事業の概要					
事業の目的					
事業の方法、 内容 (余剰エネ ルギーの種 類・用途、エ ネルギー需 給の収支、整 備する施設 の種類、規 模、その他)					
事業費	当 該 年 度	翌 年 度	翌々年度		合 計
	千円	千円	千円		千円
実施時期					
事業による C O 2 削減 効果					

注：本計画書に設備のシステム図、配置図及び実施予定地の位置図を添付すること。
また、記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙 1 の 1 0

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業整備計画書

代表事業者	事業実施責任者								
	氏 名	所属機関名・部局・役職名			所属機関所在地				
	電話番号	Fax 番号	E-mail アドレス						
	経理責任者								
	氏 名	所属機関名・部局・役職名			所属機関所在地				
	電話番号	Fax 番号	E-mail アドレス						
申請事業者の 主な業務内容									
事業の実施場 所 (工場・事業 場)	名称・所在地								
事業実施場所 の分類 ¹	工場(物の製造・加工施設) / 事業場(工場以外...オフィス等)								
事業実施場所 の主な業務内 容									
共同事業者 ²	機関・組織等の名称	事業実施責任者							
		氏名	所属部局・役職 名	電話、FAX 番 号	E-mail アドレ ス				
本申請に関す る窓口担当者									

1 工場・事業場の定義については「自主参加型国内排出量取引制度の実施ルール」2.1 参照。工場・事業場が混在して1つの参加単位を形成している場合については、補助対象設備を導入するのが主として工場か事業場かにより判断。

2 複数事業者が共同で応募する場合は、それぞれの事業者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。

事業名				
事業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
導入設備 / 技術概要	(複数種類の CO2 排出抑制設備を整備する場合は、種類ごとに、として記入すること)			
効果 ¹	2006 年度の年間CO2 排出削減予測量 _____ (tCO2 / 年) 補助対象設備の法定耐用年数分の C O 2 排出削減予測量 _____ × _____ = _____ (tCO2) () (設備の法定耐用年数)			
補助の費用効率性	補助対象事業費の総額 / 法定耐用年数 CO2 排出削減予測量 _____ (円 / tCO2) 補助金申請額 / 法定耐用年数 CO2 排出削減予測量 _____ (円 / tCO2)			
補助対象事業費	千円		補助金申請額	千円
基準年度 CO ₂ 排出量 ³	_____ tCO2 (年度)	_____ tCO2 (年度)	_____ tCO2 (年度)	_____ tCO2 (3 年度平均)
基準年度変更の理由				

注 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

- 1 排出削減予測量の算定については、「実施ルール」2.4 参照。なお、対象工場・事業場内における、補助対象設備以外による排出削減予測量を含めることも可能。その場合、費用効率性が改善され、採択されやすくなる。なお、この計画書記載の排出削減予測量の数値自体は、以後変更することができない。
- 2 基準年度排出量の算定については、「実施ルール」2.4 参照。基準年度は原則として 2002～2004 年の 3 年間。ただし、固有の事情により 2002～2004 のいずれかの年度を基準年度とすることが不適切な場合には、その理由を記載した上で基準年度を別途設定すること。なお、基準年度排出量については、現段階では概算値で可。後に検証機関による検証を受ける際に、再計算し、修正することも可能。

導入前

導入後

導入前後の比較図

注：CO₂ 排出抑制設備の導入前後の比較ができるように、概略図を作成すること。

CO2 排出量算定の組織境界

組織境界（工場の場合、敷地図等を用いて図示。事業場の場合、対象階等を明確に記述。）

敷地内における主な化石燃料燃焼設備（ボイラー等）、他者から供給を受けた電力・熱を使用する主な設備、工業プロセスからの CO2 を排出する設備及び廃棄物焼却設備（ 主な設備を箇条書きで記載）

注：組織境界については「実施ルール」の「2.1 参加単位（組織境界）」を参照のこと。

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業整備計画書

事業の名称		
事業実施の 代表者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX 役 職	
経 理 責 任 者	氏 名 所属機関・部署 所 在 地 TEL/FAX 役 職	
事業実施の 主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業規模等		
1. 太陽光発電	(1) 太陽電池出力：○○kW (2) 年間発電電力量（見込み）：○○kWh / 年 (3) 設備利用率：○○% (4) 建設単価：○○円 / kW (5) 発電単価：○○円 / kWh	
2. 風力発電	(1) 風力発電出力：○○kW (○○kW × ○基) (2) 年間発電電力量（見込み）：○○kWh / 年 (3) 設備利用率：○○% (4) 年平均風速：○○m / 秒 (5) 建設単価：○○円 / kW (6) 発電単価：○○円 / kWh	
3. 温度差エネルギー	(1) 供給面積（延べ床面積）：○○ha (2) 熱源器の熱出力（年間温熱生産量 / 年間冷熱生産量）：○○GJ / 年 (3) 熱供給能力：温熱○○GJ / 時、冷熱○○GJ / 時 (4) 省エネ率及び総合エネルギー効率：○○%、○○% (5) 未利用エネルギー依存率：○○%	
4. 天然ガスコージェネ	(1) コージェネレーション発電出力：○○kW (2) コージェネレーション設備の種類（GT、GE） (3) 発電効率：○○% (4) バックアップする再生可能エネルギーの種類と規模	

5. バイオマス発電	(1) 発電出力：○○kW (2) 年間発電量：○○kWh/年 (3) 発電方式： (4) 発電効率：○○% (5) バイオマス燃料の種類、低位発熱量、投入量及び依存率：○○、○○MJ/kg、○○トン/年、%
6. バイオマス熱利用	【熱供給設備】 (1) 熱供給量：○○GJ/時 (2) バイオマス燃料の種類、低位発熱量、投入量及び依存率：○○、○○MJ/kg、○○トン/年、% 【コージェネレーション設備】 (1) 発電出力：○○kW (2) 年間発電量：○○kWh/年 (3) 発電効率：○○% (4) 熱出力（年間温熱生産量、冷熱生産量）：○○GJ/年 (5) バイオマス燃料の種類、低位発熱量、投入量及び依存率：○○、○○MJ/kg、○○トン/年、%
7. バイオマス燃料製造	(1) バイオマス燃料年間生産量（製品となる燃料の種別・低位発熱量・時間当たり能力・年間運転時間）： (2) 原料となるバイオマス燃料の種類： (3) バイオマス依存率： (4) エネルギー回収率：
再生可能エネルギーの利用方法及び用途	(1) 利用方法 (2) 用途
補助事業の開始及び完了予定日	
事業の効果	
二酸化炭素排出抑制効果	
普及可能性	
事業のモデル性	

（注）本整備計画書の参考資料として、以下を添付すること。

1. 設備のシステム図
2. 設備の配置図
3. 設置地点の位置図
4. 整備事業の実施スケジュール
5. 事業規模の算定根拠資料
6. バイオマスの確保の方法・入手先を示す資料
7. 地元調整状況・電力会社との調整状況
8. 所要資金計画

- 9．資金調達計画
- 10．事業収支計画
- 11．会社概要
- 12．登記簿謄本
- 13．本事業の実施体制
- 14．環境影響調査の実施状況（風力発電に限る）

業務部門二酸化炭素削減モデル事業整備計画書

事業の名称		
事業実施の 代表者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職	
経理責任者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、 内容 (事業の実 施場所、整備 する設備等 の種類、規 模、数量、そ の他)	事業の実施場所(店舗等)ごとに、整備する設備の種類等が分かるよう記載すること。	
事業費	千円 (平成17年度)	
実施時期		
事業による CO ₂ 削減 効果	CO ₂ 削減効果については、事業全体、事業の実施場所(店舗等)ごと、整備 する設備等の種類ごとのそれぞれについて記載すること。	

注： 本計画書に、設備のシステム図、配置図及び実施予定地の位置図を添付すること。
また、記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載する
こと。

補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の計画について、事業の方
法、内容、事業費及び事業によるCO₂削減効果が分かる表を作成し、参考として
添付すること。

別紙1の13

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業実施計画書(1/3)

事業の名称					
事業実施の代表者	事業実施責任者				
	所属	氏名	電話番号	FAX 番号	e-mail
	所属所在地				
	経理責任者				
	所属	氏名	電話番号	FAX 番号	e-mail
	所属所在地				
事業を実施する 事業所	名称		所在地		
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
導入する省エネ型自然冷媒冷凍装置の概要、使用冷媒、方式及び台数					
上記装置の導入に伴い撤去する既存の冷凍装置の概要、使用冷媒、方式、台数及び設置後経過年数(ある場合のみ記入)					
事業の効果	CO2 削減効果計算書による削減量を記入 計算書が複数の場合は、合計量を記入のこと。			別紙2の5による 補助金所要額 (千円)	トン当たり削減 費用(補助金所 要額*1000 / 合 計削減量) (円 / t)
	エネルギー起源 CO2 削減量(㌧) (t)	冷媒漏洩 CO2 換算削減量(㌧) (t)	合計削減量(t)		

導入前後の比較図

導入前
導入後

注意：省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入前後の比較が出来るように、概略図を作成すること。
なお、必要な場合は設備毎に別葉とすること。
さらに、事業所内における導入設備の計画配置図を添付すること。

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業実施計画書(3 / 3)

CO2削減効果計算書

()枚中 ()枚目
型の異なる数種類の自然冷媒冷凍装置を導入する場合等、1枚に記入しきれない場合には、複数シートに記入し通し番号を付すこと。

		A 自然冷媒冷凍装置	B 比較対象フロン装置	既存の冷凍装置 (新規設置等で既存装置がない場合は記入不要)	
				C 撤去する装置	D 部分的に残る装置 (ある場合に記入)
型番等(記入できる場合は記入)					
冷却負荷	kW				
冷却温度					
冷媒					
凝縮温度					
蒸発温度					
冷凍能力	kW				
冷凍機消費電力	bkW				
その他補機動力一式	bkW				
合計動力(+)	bkW				
年間稼働時間	hrs/y				
年間消費電力(×)	kWh				
電力換算値	kgCO ₂ /kWh	0.378	0.378	0.378	0.378
エネルギー起源CO ₂ (× / 1000)	t				
冷媒保有量	kg				
年間冷媒漏洩率					
冷媒のGWP					
冷媒漏洩CO ₂ 換算量 (× × / 1000)	t				
設置台数	台(式)				
合計エネルギー起源CO ₂ (×)	t	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
合計冷媒漏洩CO ₂ 換算量(×)	t	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)

CO2削減量

エネルギー起源CO ₂ 削減量(年間)	t	(コ)、(サ)欄のうち 大きい方	(イ) - (ア)	(ウ) - ((ア) + (エ))
		(ケ)	(コ)	(サ)
冷媒漏洩CO ₂ 換算 削減量(年間)	t			
		(シ)	(ス)	(セ)
合計削減量(+)	t		↑この列の(コ)、(ス)欄は 比較対象フロン装置と自 然冷媒冷凍装置の差に ついて記入すること。	↑この列の(サ)、(セ)欄は 新規設置等で既存装置 がない場合は記入不要。

(注)裏面の記入要領に従い記入してください。

(裏面)記入要領

記入事項・用語	説明
()枚中()枚目	型の異なる数種類の自然冷媒冷凍装置を導入する場合等で、1枚に記入しきれず、複数シートに記入した場合に、何枚中何枚目かを()内に記入してください。 なお、型の異なる数種類の装置の導入であっても、冷媒配管が接続された同一系統の場合等で複数シートに分離しがたい場合は、1枚に記入し、各欄には合計値等を記入することも可能です。
「A自然冷媒冷凍装置」及び「B比較対象フロン装置」	「A自然冷媒冷凍装置」の列には、導入する自然冷媒冷凍装置について、「B比較対象フロン装置」の列には、自然冷媒冷凍装置と同等の冷却能力をもつ、比較対象とするフロン冷媒冷凍装置について記入してください。
「既存の冷凍装置」	「既存の冷凍装置」には、「C撤去する装置」と「D部分的に残る装置」の列がありますが、既存の冷凍装置がない場合は記入不要です。また、「D部分的に残る装置」についてもない場合は記入不要です。
型番等(記入できる場合は記入)	記入できる場合は型番を記入してください。
冷却負荷	冷却負荷を記入してください。一般的に、冷却負荷＝冷凍能力、となります。 また、自然冷媒冷凍装置と比較対象フロン装置で同じ値としてください。
冷却温度	冷凍倉庫における室内温度、急速凍結設備(フリーザー)における庫内温度、チラー設備における出口側送り温度等を記入してください。また、自然冷媒冷凍装置と比較対象フロン装置で同じ値としてください。
冷媒(注1)	冷媒の種類を記入してください。
凝縮温度(注1)	室外機(高温側)の凝縮温度を、例えば「31 ～ 35」のように記入してください。
蒸発温度(注1)	室内機(低温側)の蒸発温度を、例えば「- 44 ～ - 40」のように記入してください。また、自然冷媒冷凍装置と比較対象フロン装置で同じ温度帯としてください。
冷凍能力	冷却能力を記入してください。一般的に、冷却負荷＝冷凍能力となります。また、自然冷媒冷凍装置と比較対象フロン装置で同一又はほぼ等しい値としてください。
冷凍機消費動力(注3)	定格電力ではなく、消費動力値を記入してください。
その他補機動力一式(注3)	冷凍装置がシステムとして機能するための付属設備、例えば蒸発器・凝縮器のファン動力、冷却水ポンプ動力、二次冷媒ポンプ動力、エアカーテン動力などの電動機の定格動力を記入してください。
合計動力(+)(注2、3)	と の合計値を記入してください。
年間稼働時間	当該装置について予想される年間稼働時間(稼働率を考慮に入れた上での稼働時間)を記入してください。
年間消費電力(×)(注2、3)	と の積を記入してください。
電力換算値	0.378kgCO ₂ / kWhとします。(固定値)
エネルギー起源CO ₂ (× / 1000)(注2、3)	と の積の1000分の1(トン単位に換算)を記入してください。(注2)なお、既存設備が吸収式冷凍機等であって、主冷凍装置を電力ではなく燃料による熱源で稼働させるタイプの場合には、燃料の燃焼による熱源からのCO ₂ 排出量を計算し、この欄に含めるとともに、任意の様式の計算書を添付してください。
冷媒保有量	冷媒の保有量をkg単位で記入してください。ただし、二元冷凍装置等、冷媒(又はブライン)を複数用いる場合、GWP(地球温暖化係数)が大きい方の冷媒の保有量としてください。
年間冷媒漏洩率	A自然冷媒冷凍装置及びB比較対象フロン装置については、0.03(3%)とし、C撤去する装置及びD部分的に残る装置(ある場合に記入)については、0.05(5%)としてください。(固定値)
冷媒のGWP(注2)	冷媒の地球温暖化係数(100年値)を記入してください。ただし、2元冷凍装置等、冷媒(又はブライン)を複数用いる場合は、地球温暖化係数の大きい方の値で代表させてください。
冷媒漏洩CO ₂ 換算量(× × / 1000)(注2)	と と の積の1000分の1(トン単位に換算)を記入してください。
設置台数	同型装置を複数台設置する場合に台数を記入してください。単独の場合には1と記入してください。また、数種類の装置を複数台設置する場合で、冷媒配管が接続された同一系統の場合等には、この欄を一式(すなわち1と記入)とし、～の欄について、複数台の合計値を記入することもできます。
合計エネルギー起源CO ₂ (×)(注2、3)	と の積を記入してください。
合計冷媒漏洩CO ₂ 換算量(×)(注2)	と の積を記入してください。
エネルギー起源CO ₂ 削減量(年間)(注2)	(ケ)欄:(コ)欄と(サ)欄のうちの大きい方、 (コ)欄:(イ) - (ア)の値、 (サ)欄:(ウ) - ((ア) + (エ))の値、 を記入してください。
冷媒漏洩CO ₂ 換算削減量(年間)(注2)	(シ)欄:(ス)欄と(セ)欄のうちの大きい方、 (ス)欄:(カ) - (オ)の値、 (セ)欄:(キ) - ((オ) + (ク))の値、 を記入してください。
合計削減量(+)	「合計削減量」には、(ケ)と(シ)の合計を記入してください。

(注1)当該欄をクリックし、 をクリックして表示されるリストから選択してください。

(注2)エクセルシートをダウンロードして用いる場合は自動的に計算又は入力されます。

(注3)「D部分的に残る装置」が「A自然冷媒冷凍装置」と組み合わせられることにより、一体的に運転される場合等で、各動力及びエネルギー起源CO₂について、「D部分的に残る装置」と「A自然冷媒冷凍装置」を分けることが困難な場合には、各動力及びエネルギー起源CO₂について「A自然冷媒冷凍装置」の各欄にまとめて記入し、「D部分的に残る装置」のこれら各欄の記入を省略してください。ただし冷媒関係の各欄は記入してください。

別紙 2 の 1

(事業名) _____ に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/3	
	円	円	円	円	
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
合 計					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

(注) 要綱第4条第1項第8号の事業については、製油所(工場)ごとに作成することとし、複数の省エネ設備等を導入する場合は、「補助対象経費支出予定額内訳」及び「購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式価格が50万円以上のもの)」を省エネ設備等ごとに記入すること。

別紙 2 の 2

CDM/JI 設備補助事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(9) クレジット移転総量に仮想クレジット価格を乗じて得た額		(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して少ない方の額		
	円		円		
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が 5 0 万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

(注)

(9)、(10)は要綱第 25 条第 1 項に規定する CDM/JI 設備整備補助事業者のみ記載すること。
 (9)の数値は別紙 3 のクレジット移転計画書(2)、(3)の数値に基づいて記載すること。

別紙 2 の 3

廃棄物処理施設における温暖化対策事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/3	
	円	円	円	円	
	(9)高効率化に伴う増嵩費用		(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して少ない方の額		
	円		円		
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
合 計					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

(注) 費目は可能な限り細分化して金額を記載すること。

所要経費の欄の(9)高効率化に伴う増嵩費用については、補助対象経費支出予定額内訳の欄の積算内訳において、該当する費用が分かるよう明示し、その費用の合計額を記載すること。また、高効率化にかかる整備内容の詳細及びその費用の算出根拠資料を添付すること。

事業が複数年度にわたる場合は、年度別の補助対象経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。

補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び年度別の経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。

継続事業として申請する場合、前年度までの完了分の金額については実績額を用いること。

別紙 2 の 4

都道府県センター普及啓発・広報事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 定額	
	円	円	円	円	
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
合 計					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

別紙 2 の 5

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業
に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)交付基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)国庫補助基本 額 (3)と(6)を比 較して少ない方 の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

別紙 2 の 6

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)算出額ア (3) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 支出予定額	(6)交付基準額	(7)選定額 (5)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)算出額イ (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 支出予定額	(9)控除すべき額 の算定額	(10)控除後の額 (5) - (9)	(11)補助金所要額 (4)、(8)、(10)を比 較して少ない方 の額	
	円	円	円	円	
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

（9）の額は、交付要綱第5条第8項第2号ウに定める算定額をいう。

別紙 2 の 7

業務部門二酸化炭素削減モデル事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)算出額ア (3) × 1/3	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 支出予定額	(6)交付基準額	(7)選定額 (5)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)算出額イ (7) × 1/3	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 支出予定額	(9)控除すべき額 の算定額	(10)控除後の額 (5) - (9)	(11)補助金所要額 (4)、(8)、(10)を比 較して少ない方 の額	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
1 省エネ設備 等導入費用					
2 同種一般製 品の導入費 用					
3 差 額					
4 合 計					
購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

(注)

所要経費の欄の(9)の額は、交付要綱第5条第9項第2号ウに定める算定額をいう。

経費区分・費目欄の経費区分・費目は可能な限り細分化して金額を記載すること。

経費区分・費目欄の1省エネ設備等導入費用及び2同種一般製品の導入費用については、その費用の算出根拠資料（見積書等）を添付すること。

別紙 2 の 8

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)自然冷媒冷凍装置 導入必要費用	
	円	円	円	円	
	(5)比較対象フロン装置 導入必要費用	(6)差額 (4) - (5)	(7)撤去既存装置残存 価額(加算を希望する場合)	(8)修正差額 (6) + (7)	
	円	円	円	円	
	(9)基準額	(10)選定額 (8)と(9)を比較して 少ない方の額	(11)国庫補助基本額 (3)と(10)を比較して 少ない方の額	(12)補助金所要額 (11) × 1/3	
	円	円	円	円	
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
1 自然冷媒冷凍 装置導入費用		既存設備設置後の経過年数 ()年			
2 比較対象フロン 装置導入費用					
3 撤去する既存設備 の残存価額(加算を 希望する場合)					
4 合計 (1 - 2 + 3)					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注: 自然冷媒冷凍装置導入費用、比較対象フロン装置導入費用のそれぞれについて、見積書を添付すること。

また、撤去する既存装置の残存価額を加算する場合は、残存価額の証拠書類を添付すること。

裏面の記入要領を参照すること。

別紙2の8(裏面) 記入要領

記入事項・用語	説明
< 所要経費の各記入欄 >	
(1)総事業費(注1)	基本的には、(4)自然冷媒冷凍装置導入費用と同額にしてください。 同額にならない場合としては、補助の対象にならない工事等を同時に行う場合で、補助対象の事業費用と補助対象外の事業費用が分けられないような場合です。このような場合以外は、(4)と同額にしてください。
(2)寄付金その他の収入	寄付金、民間からの補助金等をいいます。
(3)差引額(注2)	(1)から(2)を引いた差
(4)自然冷媒冷凍装置導入必要費用(注1)	本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費(注3)並びにその他必要な費用で環境大臣が承認した経費となります。撤去する既存の装置がある場合には、撤去費用(冷媒回収費用も含む。)も含まれます。(ただし、補助金額の計算においては、次の(5)との差額のみ反映されます。)
(5)比較対象フロン装置導入必要費用(注1)	(4)と同様。
(6)差額(注2)	(4)から(5)を引いた差
(7)撤去既存装置残存価額	撤去する既存装置がある場合に、差額に任意に加算出来ます。 法定耐用年数(13年)経過後は購入価額の10%、経過以前は減価償却額を減じた額とします。 ただし、購入価額について証拠書類が必要になります。
(8)修正差額(注2)	(6)と(7)の合計額
(9)基準額(注2)	7500万円(補助金の上限額の3倍に当たる額です。)
(10)選定額(注2)	7500万円と(8)を比較して少ない方の額。
(11)国庫補助基本額(注2)	(3)と(10)を比較して少ない方の額
(12)補助金所要額(注2)	(11)に3分の1を乗じて得た額です。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
< 補助対象経費支出予定額内訳 >	
1 自然冷媒冷凍装置導入費用	見積書は必ず添付してください。見積書を添付することにより、積算内訳は適宜簡略して記載できます。
2 比較対象フロン装置導入費用	同上
3 撤去する既存設備の残存価額	購入価額、既存設備設置後の経過年数を明記してください。
< 購入予定の主な財産の内訳 >	
一品、一組又は一式の価格が50万円以上のものを記入してください。導入しようとする自然冷媒冷凍装置は当然入ります。	

(注1)消費税の免税業者を除き、原則として消費税等相当額を除いて計算してください。

正確には、仕入に係る消費税等相当額を除く計算ですが、冷凍装置の導入事業は、通常他社に発注し、自社で施工等を行う分はないと考えられますので、全額「仕入に係る」に相当すると考えられます。

なお、仕入に係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入に当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。

したがって、はじめから消費税等相当額を除外して補助金額を計算すれば、返還も不要となります。

(注2)エクセルシートをダウンロードして用いる場合は自動的に計算されます。

(注3)事務費は、工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいいます。ただし、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とします。

区 分	率
5,000万円以下の金額に対して	6.5%
5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
1億円を超える金額に対して	4.5%

別紙 3

クレジット移転計画書

ＣＤＭ／ＪＩ設備補助事業に関して、交付要綱第２５条に基づき日本国政府の保有口座へ移転する

京都メカニズムによるクレジット（ＣＥＲ、ＥＲＵ又はＡＡＵ）については、下記のとおりです。

（１）補助金千円当たりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円：小数点第３位まで記載〕

（２）クレジット移転総量〔CO₂換算トン〕
＝補助金交付申請額〔円〕 × （１）〔CO₂換算トン／千円〕／１０００

（３）(1)に基づく仮想クレジット価格〔円／CO₂換算トン〕

（４）移転期限

（５）クレジット移転計画

年度 ^{注１}			・・・		平成 25 年度 (2013 年度)
クレジット種別 ^{注２}					
補助事業から発生するクレジット予定量 ^{注３}					
の累計					
補助事業者の獲得するクレジット予定量					
の累計					
政府の保有口座へ移転するクレジット予定量 ^{注３ 注４}					
の累計					
移転予定月 ^{注５}					

注１ 政府保有口座への移転完了年に係わらず 2013 年度まで記載すること。ただし、移転期限については 2013 年 9 月末を越えて設定することはできない。

注２ ＣＥＲ、ＥＲＵ又はＡＡＵの種別を記入。２種類以上となる場合には、 、 についてもそれぞれ分けて記載し、 については合計も記載すること。

注３ 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。

注４ 移転期限までに（２）に記載した移転予定総量に達する計画とすること。

注５ 各年度のクレジット移転予定月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

様式第 1 の 2 (第 6 条関係、個々の設置者が申請する場合)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助申請者	郵便番号	〇〇〇 - 〇〇	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇 - 〇〇	
	(ふりがな)	かんきょう たろう	
	名称	環境 太郎	実印
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
地域協議会	住所	〇〇県〇〇市 町〇 - 〇〇	
	代表者の職・氏名		実印

平成 1 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間団体、地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業) 交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付要綱第 6 条の規定により地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に係る上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業で整備する設備
- 2 補助事業の内容
別紙 1 整備計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 千円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙 2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業 (設置工事) の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 その他参考資料
設備の設置位置を示す配置図、設備の仕様書及び設備導入前のエネルギー消費量

注

- 1 . 地域協議会において、補助申請者からの個々の申請をとりまとめ、別紙 4 の補助申請者等一覧を添付して提出する。
- 2 . 「 1 . 補助事業で整備する設備」には、電圧調整装置等省エネ機器、民生用小型風力発電システム、家庭用小型燃料電池、複層ガラス等省エネ資材のうち該当するものを記載する。
- 3 . 「 6 . その他参考資料」は、
 - (1)設備の設置位置を示す配置図
原則として平面図又は立面図のいずれかに設備の設置位置を記載する。
 - (2)設備の仕様書
設備の定格能力、規格、性能その他の仕様を示すパンフレット等の書類をメーカーや工務店から入手し添付する。
 - (3)設備導入前のエネルギー消費量
補助申請者は、別紙 3 に設備導入前 1 年間のエネルギー消費量（電気、ガス、灯油）を記載する。
- 4 . 補助申請者は、交付決定通知を受けた後、工事着工後 1 週間以内に別紙 5 に所要事項を記載の上、地域協議会と連絡をとって、工事着工届出を提出する。

別紙 1

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業整備計画書

(ふりがな) 設置者の氏名		かんきょう たろう 環境 太郎
設備を導入する場所の住所		〇〇県〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇
導入する設備 ^注	名 称	
	メーカー名	

注：名称の欄には、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池、樹脂サッシ、ペアガラス、断熱材など設備の製品名を記入する。また、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池については、あわせて定格能力を記入する。メーカー名の欄には、その製品のメーカー名を記入する。

設備を導入する場所の概要 ^注	戸建て住宅	新築 増築 改築 既築	延べ床面積 〇〇 m ²
		階数（地下〇階、地上〇階）	地域区分：
	集合住宅	新築 増築 改築 既築	延べ床面積 〇〇 m ²
		階数（地下〇階、地上〇階）	世帯数 〇〇 世帯
	業務用施設	施設の種類：	延べ床面積 〇〇 m ²
		新築 増築 改築 既築	営業時間：〇時～〇時
	その他の施設等	施設の種類：	延べ床面積・敷地面積・延長 〇〇 m ² 、 〇〇 m
		新築 増築 改築 既築	施設の使用時間：〇時～〇時

注：戸建て、集合住宅、業務用施設、その他のうち該当するものに〇をつける。住宅・施設の新築・増築等は該当するものに〇をつける。施設の種類の、スーパー、ファーストフード販売店などの施設の用途や業種を記載する。

導入前後でのCO ₂ 削減効果	kg CO ₂ / 年
----------------------------	------------------------

注：対象設備の導入前及び導入後でのエネルギー消費量の変化（適宜、文献値、設備の仕様書のデータを用いて推定する）から、CO₂削減効果を計算する。計算根拠を適宜添付する（地域協議会において共通資料を整備しておく）。

他の補助金への申請状況	有 無	有の場合は申請している補助金の名称：
-------------	-----	--------------------

注：他の補助金に応募（申請）している場合は、その名称を記載する。国の補助金は重複して受け取ることはできない。

地域協議会担当者連絡先

担当者氏名		所属	
電話番号		F A X	

別紙 2

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に要する経費内訳

(ふりがな) 設置者の氏名	かんきょう たろう 環境 太郎
設備を導入する場所の 住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇

1 補助金交付申請額（補助金所要額）

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の 収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/3
	円	円	円	円

注

2 の補助金対象経費支出予定額の合計金額を(4)補助対象経費支出予定額の欄に記載する。

(5)基準額は記載する基準額の指定が環境省からあった場合には記載する。

(6)選定額は、基準額の記載がある場合には(4)と(5)を比較して少ない方の額を、基準額の記載がない場合には(4)の額を記載する。

(1)総事業費は、補助対象経費以外の経費も含め、事業実施のための総事業費を記載する。

(2)寄付金その他の収入があればその収入額を記載し(地方公共団体からの補助金は記載する必要はない。)、(3)差引額に(1)から(2)の額を差し引いた額を記載する。

(7)国庫補助基本額は、(3)と(6)を比較して少ない方の額を記載する。(7)国庫補助基本額に補助率 1/3 を乗じた額が(8)補助金所要額（補助金交付申請額）である。

2 補助対象経費支出予定額の内訳

経費区分・費目		金額	積算内訳（注：記載内容は記載例や記入上の注意事項である）		
電圧調整装置					
電圧調整装置（製品代）	〇〇〇円	電圧調整装置を1台設置。詳細は添付見積書に記載。			
取り付け工事費	〇〇〇円	電圧調整装置を1台取り付け。詳細は添付見積書に記載。			
諸経費	〇〇〇円	現場管理費等を記載。詳細は、添付見積書に記載。			
合 計	〇〇〇円	消費税込みの金額を記載。			
小型風力発電システム					
小型風力発電システム（製品代）	〇〇〇円	500W システムを1台設置。詳細は添付見積書に記載。			
設置工事費	〇〇〇円	1台を屋根取り付け。詳細は添付見積書に記載。			
諸経費	〇〇〇円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。			
合 計	〇〇〇円	消費税込みの金額を記載。			
家庭用燃料電池					
家庭用燃料電池（製品代）	〇〇〇円	1kW システムを1台設置。詳細は添付見積書に記載。			
設置工事費	〇〇〇円	燃料電池、貯湯タンク等を設置。詳細は添付見積書に記載。			
諸経費	〇〇〇円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。			
合 計	〇〇〇円	消費税込みの金額を記載。			
複層ガラス等省エネ資材（複層ガラス・樹脂サッシ）					
複層ガラス・樹脂サッシ（製品代）	〇〇〇円	型式・品種ごとの数量を記載。詳細は添付見積書に記載。			
取付工事費	〇〇〇円	複層ガラス・樹脂サッシ、内窓の取り付けに必要な工事に要する費用。詳細は添付見積書に記載。			
諸経費	〇〇〇円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。			
合 計	〇〇〇円	消費税込みの金額を記載。			
複層ガラス等省エネ資材（高効率給湯器）					
高効率給湯器（製品代）	〇〇〇円	〇号を1台設置。詳細は添付見積書に記載。			
設置工事費	〇〇〇円	機器設置工事、ドレン配管工事費を記載。詳細は添付見積書に記載。			
諸経費	〇〇〇円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。			
合 計	〇〇〇円	消費税込みの金額を記載。			
購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注1．各種設備・工事費について見積書を添付する。

2．複層ガラス等省エネ資材に係る経費にあっては、同種の一般製品に係る経費との差額を記載する。この場合、同種一般製品に係る経費についても見積書を添付する。

別紙 3

対象設備導入前のエネルギー消費量

(ふりがな) 設置者の氏名	かんきょう たろう 環境 太郎
設備を導入する場所の 住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇

消費エネルギー量（原則として、平成16年4月～17年3月とする）

年 月	電気 (kWh)	都 市 ガ ス (立 方 ㍓)	プロパンガス (kg)	灯 油 (㍓)
16年 4月分				
16年 5月分				
16年 6月分				
16年 7月分				
16年 8月分				
16年 9月分				
16年10月分				
16年11月分				
16年12月分				
17年 1月分				
17年 2月分				
17年 3月分				

注

1. 電気、ガスの使用量は、ご契約の電力会社・ガス会社に問い合わせれば把握できるので、その量を記入する。
2. 灯油については、18㍓容器を何缶分購入したかおおよその数量を記入する。
3. 対象設備導入後にも同様のエネルギー消費量に関する報告をしていただくことになる。

別紙 4

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助申請者一覧

地域協議会の名称				
事業の主たる実施場所				
導入する設備 ^注	名 称		導入件数	

注：名称の欄には、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池、樹脂サッシ、ペアガラス、断熱材、高効率給湯器、高効率空調機、高効率照明など設備種類ごとに導入件数を記入する。

1．補助申請者一覧

設 備 導 入 場 所 (設置者氏名又は名称)	導 入 設 備	交付申請額(円)	着 工 予 定 日	工事完了予定日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

別紙 4（つづき）

2．補助申請事業の分類及び集計

設 備 を 導 入 す る 場 所 の 概 要 ^注	戸建て住宅の導入件数		合計延べ床面積	〇 〇 m ²
	集合住宅の導入件数		合計延べ床面積	〇 〇 m ²
	業務用施設の導入件数		合計延べ床面積	〇 〇 m ²
		施設の種類		
	その他の施設等の導入 件数		合計延べ床面積・敷地面積・延長 〇 〇 m ² 、 〇 〇 m	
		施設の種類		

注：戸建て、集合住宅、業務用施設、その他のうち該当するものの導入件数（合計）及び導入した施設の延べ床面積の合計値（概算）を記入する。業務用施設の種類の、スーパー、ファーストフード販売店などの施設の用途や業種を記載する。その他の施設等の種類の、商店街の街灯などを記載する。

平成 17 年 ○ 月 ○ 日

環境大臣殿

補助申請者 郵便番号 ○ ○ ○ - ○ ○
 住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ - ○ ○
 (よみがな) かんきょう たろう
 名 称 環 境 太 郎 実印
 電話番号 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○
 地域協議会 住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 町 ○ - ○ ○
 代表者の職・氏名 実印

平成 17 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (民間団体、地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業) 工事着工届出書

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に係る上記補助金の交付について下記のとおり
 工事着工届出書を提出します。

記

1 工事着工日 平成 17 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

2 工事完了予定日 平成 17 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

3 地域協議会担当者連絡先

担当者氏名		所属	
電話番号		F A X	

4 添付書類

工事請負契約書の写し (コピーで可)

様式第 1 の 2 (第 6 条関係、地域協議会で申請する場合)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助申請地域協議会 住 所 ○○県○○市 町○ - ○○
代表者の職・氏名

実印

平成 1 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間団体、地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業) 交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付要綱第 6 条の規定により地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に係る上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業で整備する設備
- 2 補助事業の内容
別紙 1 整備計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 千円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙 2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 その他参考資料
設備の設置位置を示す配置図、設備の仕様書及び設備導入前のエネルギー消費量

注

- 1 . 「 1 . 補助事業で整備する設備」には、電圧調整装置等省エネ機器、民生用小型風力発電システム、家庭用小型燃料電池、複層ガラス等省エネ資材のうち該当するものを記載する。
- 2 . 「 6 . その他参考資料」は、
 - (1)設備の設置位置を示す配置図
原則として平面図又は立面図のいずれかに設備の設置位置を記載する。
 - (2)設備の仕様書
設備の定格能力、規格、性能その他の仕様を示す書類をメーカーや工務店から入手し添付する。
 - (3)設備導入前のエネルギー消費量
別紙 3 に設備導入前 1 年間のエネルギー消費量（電気、ガス、灯油）を記載する。

別紙 1

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業整備計画書

地域協議会の名称				
事業の主たる実施場所				
導入する設備 ^注	名 称		導入件数	

注：名称の欄には、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池、樹脂サッシ、ペアガラス、断熱材、高効率給湯器、高効率空調機、高効率照明など設備種類ごとに導入件数を記入する。

設 備 を 導 入 す る 場 所 の 概 要 ^注	戸建て住宅の導入件数		合計延べ床面積	〇 〇 m ²
	集合住宅の導入件数		合計延べ床面積	〇 〇 m ²
	業務用施設の導入件数		合計延べ床面積	〇 〇 m ²
		施設の種類		
	その他の施設等の導入件数		合計延べ床面積・敷地面積・延長	
		施設の種類	〇 〇 m ² 、 〇 〇 m	

注：戸建て、集合住宅、業務用施設、その他のうち該当するものの導入件数（合計）及び導入した施設の延べ床面積の合計値（概算）を記入する。業務用施設の種類の、スーパー、ファーストフード販売店などの施設の用途や業種を記載する。その他の施設等の種類は、商店街の街灯などを記載する。

導入前後でのCO ₂ 削減効果	kg CO ₂ / 年
----------------------------	------------------------

注：地域協議会事業全体での対象設備の導入前及び導入後でのエネルギー消費量の変化（適宜、文献値、設備の仕様書のデータを用いて推定する）から、CO₂削減効果を計算する。計算根拠を適宜添付する。

他の補助金への申請状況	有 無	有の場合は申請している補助金の名称：
-------------	-----	--------------------

注：他の補助金に応募（申請）している場合は、その名称を記載する。国の補助金は重複して受け取ることはできない。

地域協議会担当者連絡先

担当者氏名		所属	
電話番号		F A X	

別紙 2

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に要する経費内訳

地域協議会の名称	
事業の主たる実施場所	

1 補助金交付申請額（補助金所要額）

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/3
	円	円	円	円

注

2 の補助金対象経費支出予定額の合計金額を(4)補助対象経費支出予定額の欄に記載する。

(5)基準額は記載する基準額の指定が環境省からあった場合には記載する。

(6)選定額は、基準額の記載がある場合には(4)と(5)を比較して少ない方の額を、基準額の記載がない場合には(4)の額を記載する。

(1)総事業費は、補助対象経費以外の経費も含め、事業実施のための総事業費を記載する。

(2)寄付金その他の収入があればその収入額を記載し(地方公共団体からの補助金は記載する必要はない。)、(3)差引額に(1)から(2)の額を差し引いた額を記載する。

(7)国庫補助基本額は、(3)と(6)を比較して少ない方の額を記載する。(7)国庫補助基本額に補助率 1/3 を乗じた額が(8)補助金所要額（補助金交付申請額）である。

2 補助対象経費支出予定額の内訳（地域協議会全体での補助対象経費を記載する）

経費区分・費目		金 額	積算内訳（注：記載内容は記載例や記入上の注意事項である）			
電圧調整装置						
電 圧 調 整 装 置 （製品代）	○ ○ ○ 円	電圧調整装置を○件○台設置。詳細は添付見積書に記載。				
取り付け工事費	○ ○ ○ 円	電圧調整装置を○件○台取り付け。詳細は添付見積書に記載。				
諸経費	○ ○ ○ 円	現場管理費等を記載。詳細は、添付見積書に記載。				
合 計	○ ○ ○ 円	消費税込みの金額を記載。				
小型風力発電システム						
小型風力発電シ ステム（製品代）	○ ○ ○ 円	500W システムを○件○台設置。詳細は添付見積書に記載。				
設置工事費	○ ○ ○ 円	○台を屋根取り付け、○台を地上に設置。詳細は添付見積書に記載。				
諸経費	○ ○ ○ 円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。				
合 計	○ ○ ○ 円	消費税込みの金額を記載。				
家庭用燃料電池						
家庭用燃料電池 （製品代）	○ ○ ○ 円	1 k W システムを○件○台設置。詳細は添付見積書に記載。				
設置工事費	○ ○ ○ 円	燃料電池、貯湯タンク等を併設。詳細は添付見積書に記載。				
諸経費	○ ○ ○ 円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。				
合 計	○ ○ ○ 円	消費税込みの金額を記載。				
複層ガラス等省エネ資材（複層ガラス・樹脂サッシ）						
複層ガラス・樹 脂サッシ（製品 代）	○ ○ ○ 円	型式・品種ごとの延べ数量と設置件数を記載。詳細は添付見積書に記載。				
取付工事費	○ ○ ○ 円	複層ガラス・樹脂サッシ、内窓の取り付けに必要な工事に要する費用。 詳細は添付見積書に記載。				
諸経費	○ ○ ○ 円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。				
合 計	○ ○ ○ 円	消費税込みの金額を記載。				
複層ガラス等省エネ資材（高効率給湯器）						
高 効 率 給 湯 器 （製品代）	○ ○ ○ 円	○号を○台、○号を○台設置。延べ数量と設置件数を記載。詳細は添 付見積書に記載。				
設置工事費	○ ○ ○ 円	機器設置工事、ドレン配管工事費を記載。詳細は添付見積書に記載。				
諸経費	○ ○ ○ 円	現場管理費等を記載。詳細は添付見積書に記載。				
合 計	○ ○ ○ 円	消費税込みの金額を記載。				
購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）						
名 称		仕 様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注1．各種設備・工事費について見積書を添付する。

2．複層ガラス等省エネ資材に係る経費にあっては、同種の一般製品に係る経費との差額を記載する。この場合、同種一般製品に係る経費についても見積書を添付する。

3 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業対象設備導入場所一覧

事業の主たる実施場所				
導入する設備 ^注	名 称		導入件数	

注：名称の欄には、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池、樹脂サッシ、ペアガラス、断熱材、高効率給湯器、高効率空調機、高効率照明など設備種類ごとに導入件数を記入する。

設 備 導 入 場 所 (設置者氏名又は名称)	導 入 設 備	補助金額(円)	着 工 予 定 日	工事完了予定日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

注：地域協議会において、設置者から工事着工届出の提出を受ける等により工事着工の有無を確認すること。

別紙 3

対象設備導入前のエネルギー消費量

地域協議会の名称	
事業の主たる実施場所	

消費エネルギー量（原則として、平成16年4月～17年3月の1年間分とする）

設置者氏名又は 名 称	電 気（kWh）	都 市 ガ ス （立 方 尺）	プロパンガス （kg）	灯 油（リットル）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合 計				

注

1. 電気、ガスの使用量は、ご契約の電力会社・ガス会社に問い合わせれば把握できるので、その量を記入する。
2. 灯油については、18リットル容器を何缶分購入したかおおよその数量を記入する。
3. 対象設備導入後にも同様のエネルギー消費量に関する報告をしていただくことになる。

年 月 日

環境大臣 殿

申請者

郵便番号	
住 所	都道 府県
(ふ り が な) 氏 名	印
電話番号	
E - m a i l	

平成 1 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付申請書
(二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付要綱第 6 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業
- 2 補助事業の目的及び内容 別紙 1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 4 0 0 , 0 0 0 円
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の配分額 別紙 2 経費内訳のとおり

5 補助事業の開始及び完了予定年月日

補助事業の開始（工事着工）予定日	平成 年 月 日
補助事業の完了（工事完了）予定日	平成 年 月 日

[手続代行者]

郵便番号	
住 所	都道 府県
会 社 名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

（添付書類）

- 1 別紙 1 実施計画書
- 2 別紙 2 経費内訳
- 3 別紙 3 住宅整備前のエネルギー消費量その他の居住関係データ
- 4 配置図（設備等の設置位置を示すもの）
- 5 設備等の仕様書
- 6 平面図（縮尺 1 / 1 0 0 以上）、立面図（縮尺 1 / 1 0 0 以上）、断面図（矩形図）
- 7 申請者の印鑑証明書

別紙1

二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業実施計画書

1 住宅建設
予定場所

所在地						
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 地域 地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種住居地域 準工業地域 市街化調整地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 近隣商業地域 商業 商業 その他					

2 住宅等の概要 （内容を記入又は該当する項目を○で囲んで下さい）

新築・既築の別	新築 増築 改築 既築					
地域区分	地域	地域	地域	地域	地域	地域
階数	地下	階、	地上	階		
工法	在来木造 その他（	鉄筋鉄骨	2 × 4	パネル	ユニット	）
延べ床面積	m ²					
家族人数	人					
家族構成	単身 夫婦のみ 2世代（親子など） 3世代（親子・孫など） その他（					

(1) 太陽光発電システム

太陽電池の最大出力	kW
購入予定メーカー名	

給湯機器の種類 及び効率	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ方式（エネルギー消費効率(COP)： ） 潜熱回収方式（熱効率： ） ガスエンジン方式（エネルギー効率： ） その他の方式【 】 （CO ₂ 排出量の削減率： ）
購入予定メーカー 名及び機種名	メーカー名： 機種名（型番）：

住宅が次世代省エネルギー基準を満たす根拠（該当する項目全てを○で囲んで下さい）

- ・次世代省エネ基準適合住宅の評定（IBEC）
- ・仕様規定による仕様
- ・その他

76

断熱等の仕様（ の住宅型式性能認定又は IBEC による次世代省エネ基準適合住宅の評定を取得している住宅の場合は、記入不要です。）

1) 断熱仕様

部 位		断熱材の種類	厚さ (mm)
屋根又は天井	屋 根		
	天 井		
壁			
外壁の中間階床の横架材部分			
床	外気に接する床		
	その他の床		
土間床等の外周部	外気に接する部分		
	その他の部分		

4 住宅ローンの状況

借入予定先	
借入予定額	円

別紙 2

二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業に要する経費内訳

1 所要経費

総事業費	円
補助対象経費	円

2 補助対象経費支出予定額内訳

経費区分	金額（円）	積算内訳
(1)太陽光発電工事 消費税 計（A）		
(2)高効率給湯器 高効率給湯器導入費 消費税 計（B）		
(3)次世代省エネ仕様 次世代省エネ仕様導 入費 消費税 計（C）		
補助対象経費合計 （A + B + C）		

別紙 3

住宅整備前のエネルギー消費量及びその他の居住関係データ

設置者の氏名	
--------	--

1. 消費エネルギー量（原則として、平成16年4月～17年3月について記載して下さい）

年月	電気（kWh）	都市ガス （立方メートル）	プロパンガス （kg）	灯油（リットル）
16年4月分				
16年5月分				
16年6月分				
16年7月分				
16年8月分				
16年9月分				
16年10月分				
16年11月分				
16年12月分				
17年1月分				
17年2月分				
17年3月分				

注

1. 電気、ガスの使用量は、ご契約の電力会社・ガス会社に問い合わせれば把握できるので、その量を記入する。
2. 灯油については、18リットル容器を何缶分購入したかおおよその数量を記入する。
3. 対象設備導入後にも同様のエネルギー消費量に関する報告をしていただくことになる。

別紙 3 (つづき)

住宅整備前のエネルギー消費量及びその他の居住関係データ

設置者の氏名	
--------	--

2. 今住んでいる住宅に関するデータ (今回整備する住宅と今住んでいる住宅が異なる場合、今住んでいる住宅について記載して下さい。)

住宅に関する事項		住所： 県 市 (市町村名までで結構です)		延べ床面積 m ²		
世帯構成		世帯人数 人				
		世帯構成	単身	夫婦のみ	2 世代 (親子など)	3 世代 (親子・孫など)
エネルギー消費設備保有状況		冷暖房機器		その他 ()		
		冷房専用エアコン ____ 台	セントラル方式の有無 住戸セントラル 住棟セントラル セントラルではない		セントラル方式の場合セントラルになっているのは 冷房、暖房、給湯 冷房と暖房 暖房と給湯 暖房のみ 給湯のみ	
		冷暖房兼用エアコン ____ 台				
		エアコン以外の冷暖房機器は 石油ファンヒーター、 ガスファンヒーター、 電気ファンヒーター、 石油ストーブ、 ガスストーブ、 電気ストーブ、 石油 FF 式ストーブ、 ガス FF 式ストーブ、 石油煙突式ストーブ、 電気オイルヒーター、 灯油温水式床暖房、 ガス温水式床暖房、 電気式床暖房、 電気カーペット				
		給湯機器	給湯器の種類は ガスボイラ (給湯・風呂釜)、 灯油ボイラ (給湯・風呂釜)、 電気温水器 (深夜電力など時間帯別電灯用)、 まきボイラ (給湯・風呂釜)、 瞬間湯沸かし器 (台所など局所給湯)、 小型電気温水器 (台所など局所給湯)、 太陽熱温水器			
厨房設備	キッチンのコンロは ガスコンロ 電気コンロ	冷蔵庫 台 年式	コンロ以外の厨房機器は 電気炊飯器、 電子レンジ、 ガス炊飯器、 ガスオープン、 食器洗い機、 食器洗い乾燥機、 生ごみ処理機、 電気ポット、 ディスポーザー			
照明	居室での白熱灯の使用 有・無		屋外灯の有無 門灯 玄関灯 庭園灯 なし		白熱灯の使用の有無 門灯 玄関灯 庭園灯 なし	
家電	テレビ ____ 台	パソコン ____ 台	ビデオ・DVDプレーヤー 有・無	オーディオコンポ 有・無	暖房・温水洗浄便座 有・無	

注) 1. 台数を記入するところには、使用台数を記載してください。ない場合は 0 (ゼロと記入)

2. 選択するところは、該当するもの (番号を付した機器又は有無) を ○ で囲んで下さい。

別紙 3 (つづき)

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付決定通知書

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣

印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円である。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成 15 年 10 月 1 日環産廃発第 03001006 号、環地温発第 031001002 号）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 CDM / J I I 設備補助事業の補助事業者は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第 6 条又は第 12 条及び関連する国際的合意に準拠して当該補助事業を実施しなければならない。
- 7 CDM / J I 設備補助事業のうち設備補助事業の補助事業者は、交付要綱第 25 条の定めるところにより、京都メカニズムによるクレジットを日本国政府の保有口座に移転しなければならない。

- 8 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業の補助事業者は、交付要綱第26条に基づき、平成18年度終了後、環境大臣が委託する検証機関の検証を受けた平成18年度の対象工場・事業場における二酸化炭素排出量と同量の排出枠を償却しなければならない。
- 9 補助事業における仕入に係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付決定通知書
（二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業）

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円である。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日環産廃発第03001006号、環地温発第031001002号）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。

様式第 3（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の計画を次のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項の各号の事業名を記載すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 1 計画書に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 2 経費の内訳に変更前後の額を上下に区分のうえ記載して添付すること。

様式第 4（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）を次のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 11 条の規定により下記のとおり承認を申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項の各号の事業名を記載すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第 1 の別紙 2 経費の内訳に中止（廃止）前後の額を上下に区分の上記載した書類を添付すること。

様式第 5（第 12 条関係）

年 月 日
番 号

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項の各号の事業名を記載すること。

- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第 6（第 1 4 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 1 4 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況

補助事業者 住 所

代表者の職・氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 15 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

円（平成 年 月 日 番号）

(うち消費税及び地方消費税相当額)

用)

3 補助事業の実施状況

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の効果

4 補助金の経費収支実績

別紙のとおり

5 添付資料

(1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。)

(2) 写真(工程等が分かるもの)

(3) その他参考資料

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項の各号の事業名を記載すること。

注２　要綱第４条第１項第１号及び第４号から第１１号までの事業にあっては別紙１を、
第２号の事業にあっては別紙６を、第３号の事業にあっては別紙２を、第１２号の事
業にあっては別紙３を、第１３号の事業にあっては別紙４を、第１４号の事業にあつ

ては別紙 5 を用いること。

注 3 要綱第 4 条第 1 項第 10 号の事業（地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業）において個々の設置者が補助事業者となる場合については、地域協議会において実績報告書を取りまとめ、別紙 1 - 2 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助事業者一覧表を添付して提出すること。

注 4 要綱第 25 条第 1 項に規定する C D M / J I 設備整備補助事業者にあつては、別紙 7 のクレジット移転計画書を提出すること。

別紙 1

経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金 その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経 費実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要 額 (7) ×	(9)補助金交付 決定額	(10)過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳				
合 計						
購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が5 0万円以上のもの)						
名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入時期	

(注) について、要綱第4条第1項第1号、第4号、第5号、第8号、第9号、第10号及び11号の事業においては1/3を、同項第7号の事業においては1/2を、同項第6号の事業においては定額を記載すること。

別紙 1 - 2

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助事業者一覧

地域協議会の名称				
事業の主たる実施場所				
導入する設備 ^注	名 称		導入件数	

注：名称の欄には、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池、樹脂サッシ、ペアガラス、断熱材、高効率給湯器、高効率空調機、高効率照明など設備種類ごとに導入件数を記入する。

1 補助事業者一覧

設置者氏名又は名称	導 入 設 備	交 付 決 定 額 (円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

2 地域協議会担当者連絡先

担当者氏名		所属	
電話番号		F A X	

別紙 2

廃棄物処理施設における温暖化対策事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金 その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経 費実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/3		(9)高効率化に伴う 増嵩費用
円	円	円		円
(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して 少ない方の額		(11)補助金交付決定額	(12)過不足額 (11) - (10)	
円		円	円	

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳				
合 計						
購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が5 0万円以上のもの)						
名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入時期	

別紙 3

再生可能エネルギー高度導入地域整備事業経費所要額精算調書

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)算出額ア (3) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 実支出額	(6)交付基準額	(7)選定額 (5)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)算出額イ (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 実支出額	(9)控除すべき額 の算定額	(10)控除後の額 (5) - (9)	(11)補助金所要額 (4)、(8)、(10)を比 較して少ない方 の額	
	円	円	円	円	
	(12)補助金交付決定額		(13)過不足額 (12) - (11)		
	円		円		
補 助 対 象 経 費 実 支 出 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
購入した主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入時期

（9）の額は、交付要綱第5条第8項第2号ウに定める算定額をいう。

別紙 4

業務部門二酸化炭素削減モデル事業経費所要額精算調書

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)算出額ア (3) × 1/3	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 実支出額	(6)交付基準額	(7)選定額 (5)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)算出額イ (7) × 1/3	
	円	円	円	円	
	(5)補助対象経費 実支出額	(9)控除すべき額 の算定額	(10)控除後の額 (5) - (9)	(11)補助金所要額 (4)、(8)、(10)を比 較して少ない方 の額	
	円	円	円	円	
	(12)補助金交付決定額		(13)過不足額 (12) - (11)		
	円		円		
補 助 対 象 経 費 実 支 出 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
1 省エネ設備 等導入費用					
2 同種一般製 品の導入費 用					
3 差 額					
4 合 計					
購入した主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入時期

別紙 5

省エネ型自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業経費所要額精算調書

所要 経 費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収 入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)自然冷媒冷凍装 置導入必要費用実 支出額	
	円	円	円	円	
	(5)比較対象フロン 装置導入必要費用	(6)差額 (4) - (5)	(7)撤去既存装置残 存価額 (加算を希望 する場合)	(8)修正差額 (6) + (7)	
	円	円	円	円	
	(9)基準額	(10)選定額 (8)と(9)を比較 して少ない方の額	(11)国庫補助基本額 (3)と(10)を比較し て少ない方の額	(12)補助金所要額 (11) × 1/3	
	円	円	円	円	
	(12)補助金交付決定額		(13)過不足額 (12) - (11)		
	円		円		
補 助 対 象 経 費 実 支 出 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
1 自然冷媒冷凍 装置導入費用					
2 フロン冷媒冷 凍装置導入費 用					
3 撤去する既存 設備の残存価 額 (加算を希 望する場合)					
4 合 計 (1 - 2 + 3)					
購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入時期

別紙 6

CDM/JI 設備補助事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金 その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経 費実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2		(9) クレジット移転総 量に仮想クレジット価 格を乗じて得た額
円	円	円		円
(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して 少ない方の額	(11)補助金交付決定額		(12)過不足額 (11) - (10) (10)が空欄の場合(11) - (8)	
円	円		円	

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目		金 額		積 算 内 訳		
合 計						
購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が5 0万円以上のもの)						
名 称		仕 様	数量	単 価	金 額	購入時期

(注)

(9)、(10)は要綱第25条第1項に規定するCDM/JI設備整備補助事業者のみ記載すること。
 (9)の数値は別紙7の実績報告に基づくクレジット移転計画書(2)、(3)の数値に基づいて記載すること。

別紙 7

実績報告に基づくクレジット移転計画書

C D M / J I 設備補助事業に関して、交付要綱第 2 5 条に基づき日本国政府の保有口座へ移転する京都メカニズムによるクレジット (C E R、E R U 又は A A U) は、実績報告を踏まえれば、下記のとおりです。

- (1) 補助金千円当たりの移転クレジット量〔CO₂換算トン / 千円 : 小数点第 3 位まで記載〕
- (2) クレジット移転総量〔CO₂換算トン〕

$$= \text{補助金額〔円〕} \times (1) [\text{CO}_2 \text{換算トン / 千円}] / 1000$$
- (3) (1)に基づく仮想クレジット価格〔円 / CO₂換算トン〕
- (4) 移転期限
- (5) クレジット移転計画

年度 ^{注1}			・・・		平成 25 年度 (2013 年度)
クレジット種別 ^{注2}					
補助事業から発生するクレジット予定量 ^{注3}					
の累計					
補助事業者の獲得するクレジット予定量					
の累計					
政府の保有口座へ移転するクレジット予定量 ^{注3 注4}					
の累計					
移転予定月 ^{注5}					

注 1 政府保有口座への移転完了年に係わらず 2013 年度まで記載すること。ただし、移転期限については 2013 年 9 月末を越えて設定することはできない。

注 2 C E R、E R U 又は A A U の種別を記入。2 種類以上となる場合には、
、
、
についてもそれぞれ分けて記載し、
については合計も記載すること。

注 3 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。

注 4 移転期限までに (2) に記載した移転予定総量に達する計画とすること。

注 5 各年度のクレジット移転予定月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏 名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金実績報告書
（二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業）

平成 年 月 日付けで交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二酸化炭素排出量削減モデル事業）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第15条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円
（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
（1）補助事業の内容

（2）補助事業の効果
- 4 補助金の経費収支実績
別紙のとおり
- 5 添付資料
（1）工事請負契約書の写
（2）補助対象経費にかかる領収書の写
（3）整備した設備等の設置状況を示す写真（施工中及び施工後の写真）
（4）申請者の住民票
（5）住宅ローンに係る金銭消費貸借契約書の写

[手続代行者]

郵便番号	
住 所	都道 府県
会 社 名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

別紙

経費所要額精算調書

1 経費実績額

総事業費	円
補助対象経費実支出額	円

2 補助対象経費実支出額内訳

経費区分	金額（円）	積算内訳
(1)太陽光発電工事		
消費税 計（A）		
(2)高効率給湯器導入費		
消費税 計（B）		
(3)次世代省エネ仕様導 入費		
消費税 計（C）		
補助対象経費合計 （A + B + C）		

第 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付額確定通知書

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）については、平成 年 月 日の事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第16条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣

印

記

補助事業の名称

確 定 額 金 円

確定にあたっての条件等

（ＣＤＭ／ＪＩ設備補助事業のうち設備整備事業に係る）補助事業者は、交付要綱第25条第1項の定めるところにより、〇〇ｔＣＯ₂の京都メカニズムによるクレジットを、〇年〇月までに、日本政府の保有口座に移転するものとする。

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項の各号の事業名を記載すること。

2 確定にあたっての条件等は、ＣＤＭ／ＪＩ設備補助事業のうち設備整備事業においては、必ず記載する。

様式第9（第17条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
概算（精算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（交付額確定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の概算払（精算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第17条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：千円）

経費区分	交付決定額	支出費用状況			概算払 受領済額	差引請求額 -
		実績額	見込額	合計 = +		
計						

（精算払の場合）

（単位：千円）

交付決定額	確定額	概算払受領済額	差引請求額 -

4 振込先の金融機関及びその支店名並びに預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注

1. 「1 補助事業の名称」は、要綱第4条第1項の各号の事業名を記載すること。
2. 「4 振込先の金融機関及びその支店名並びに預金の種別、口座番号及び名義」は、要綱第4条第1項第10号の事業（地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業）において個々の設置者が補助事業者となる場合については、別紙1に必要事項を記載すること。また、この場合、地域協議会において実績報告書を取りまとめ、別紙1 - 2 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助事業者一覧を添付して提出すること。

別紙 1 (地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業)

振込先の金融機関及びその支店名並びに預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名	(ふりがな)	銀行コード
支店名	(ふりがな)	支店コード
預金種類	普通 当座 その他 ()	
口座番号		
口座名義	(ふりがな)	

[地域協議会担当者]

郵便番号	
住 所	都道 府県
会 社 名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

別紙 1 - 2 (地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業)

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業補助事業者一覧

地域協議会の名称				
事業の主たる実施場所				
導入する設備 ^注	名 称		導入件数	

注：名称の欄には、電圧調整装置、小型風力発電システム、家庭用燃料電池、樹脂サッシ、ペアガラス、断熱材、高効率給湯器、高効率空調機、高効率照明など設備種類ごとに導入件数を記入する。

1 補助事業者一覧

設 置 者 氏 名 又 は 名 称	導 入 設 備
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

2 地域協議会担当者連絡先

担当者氏名		所属	
電話番号		F A X	

年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏 名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金精算払請求書
（二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業）

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の精算払を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第17条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

(単位：千円)

交付決定額	
確 定 額	

4 振込先の金融機関及びその支店名並びに預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名	(ふりがな)	銀行コード
支店名	(ふりがな)	支店コード
預金種類	普通 当座 その他 ()	
口座番号		
口座名義	(ふりがな)	

[手続代行者]

郵便番号	
住 所	都道 府県
会 社 名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

年 月 日
番 号

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）に係る
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑
制対策事業費等補助金（民間団体）について二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民
間団体）交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額（要綱第 16 条第 1 項による額の確定額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入れ控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4 - 3）
円

注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項の各号の事業名を記載すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 1 1 (第 2 0 条関係)

取 得 財 産 等 管 理 台 紙 (平成 年度)

財 産 名 (備 品 名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱第 2 1 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 12 (第 21 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付事業に係る取得財産を次のとおり処分したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱第 21 条第 3 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 取得財産等の品目
- 3 取得年月日
- 4 取得価額及び時価
- 5 処分の方法
- 6 処分の理由

注 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項の各号の事業名を記載すること。

様式第 13 (第 25 条関係)

年 月 日
番 号

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

CDM / JI 設備補助事業 京都メカニズムによるクレジット移転報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた CDM / JI 設備補助事業 (設備整備事業) に係る京都メカニズムによるクレジット (CER、ERU 又は AAU) の日本政府の保有口座への移転について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付要綱第 25 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 受領した補助金の額及び受領年月日
3. 補助金千円当たりの移転クレジット量 [CO₂換算トン / 千円] 注 1
4. 移転しなければならないクレジット総量 [CO₂換算トン] 注 2
5. 今回移転されたクレジットについて
 - (1) クレジット種別 注 3
 - (2) 移転されたクレジット量 [CO₂換算トン]
 - (3) 移転年月日
6. クレジット移転残量 (次の算式を明示すること)
クレジット移転残量 = 4. - 5. - (これまでに移転済みのクレジット量)

注 1 補助申請書において記載のものと相違ないこと。

注 2 交付額確定通知書において記載のものと相違ないこと。

注 3 移転された CER / ERU / AAU のそれぞれの識別番号も記載すること。また、補助事業から発生したものが否かについても明記すること。

二酸化炭素排出抑制対策に係る温暖化対策市場化直結技術開発事業等 実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第1号、第4号、第5号、第7号から第10号まで、第12号、第13号及び第15号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

I 温暖化対策市場化直結技術開発事業

（1）対象事業の要件

対象となる事業は、分野を横断した普及が可能であるなど、幅広い対象に普及することが見込まれる技術であって、国が事業費の一部を支援することで第1約束期間まで又はこの期間の早い段階で商品化できるものを開発する事業であること。

（2）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

ア 人件費のうち、退職金

イ 机、椅子、複写機等補助事業者が属する機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費

ウ 単なる学会出席のための旅費・参加費（補助金の対象となった技術開発に直接関係があるものを除く。）

エ 補助事業で発生した事故・災害の処理のための経費

オ その他補助事業の実施に関連性のない経費

（3）成果報告書の作成及び提出

補助事業者は補助事業を完了したときは、その日から逆算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業の成果報告書を様式第1により作成し、これを環境大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

補助事業の成果報告書に記載する事項は、補助事業の目的、方法、結果（進捗状況）及び考察、学会や論文等での補助事業に関する発表の状況、知的所有権の取得状況を含むものとする。

成果報告書は、製本したものを5部環境省に提出するものとする。

また、成果報告書本文（PDFファイル）と、これをA4版1～2枚程度の分量に要約した概要版（テキストファイル）をCD-ROMに保存し、こ

れを1枚環境省に提出すること。

(4) その他

要綱第4条第1項第1号イからエまでに掲げる事業については、同号アの事業と併せて実施する必要があること。

II 再生可能燃料利用促進事業

(1) 施設及び設置場所の要件

ア バイオエタノールとガソリンの混合施設、貯蔵施設等は、将来、10%バイオエタノール混合ガソリンの供給施設として利用することができるものであること。

イ アの施設の設置場所は、バイオエタノールの混合ガソリン等の調製及び供給を効率的に行うことができ、かつ、十分な需要が見込まれる場所であること。

ウ バイオエタノールの貯蔵設備の規模は、ボイラーの能力及びバイオエタノールの使用量に応じた適切な量を供給できるものであること。

エ バイオエタノールの混焼のためのバーナーは、適切な混合率の調整ができるものであること。

(2) 維持管理

ア ガソリン等へのバイオエタノールの混合率の調整が適切に行われることを確認すること。

イ ガソリンへのバイオエタノールの当面の混合率は、体積比3%以下とし、これを超える混合率で供給される恐れがないことを十分に確認すること。

ウ 施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

エ 利用するバイオエタノールの製造履歴等の確認により、バイオ素材から製造したエタノールであることを確認すること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

バイオエタノール混合ガソリン等の調製量、供給量、バイオエタノールの使用量等のデータを記録して、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) その他

バイオエタノールの灯油、重油等への製造・流通段階における混合施設等の整備も補助の対象とする。

III 生ごみ利用燃料電池等普及促進事業

(1) 施設及び設置場所の要件

ア 施設は、生ごみ収集装置等からの生ごみ等の供給量、設置場所におけるエネルギーの需要量を勘案し、適切な規模とすること。なお、都市ガス等との連携により安定的な施設の稼働を行うことは差し支えないこと。

イ 施設の設置場所は、施設により供給されたエネルギーの十分な需要が見込まれる場所であること。

(2) 維持管理

施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

発電量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

IV 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業

(1) 対象事業の要件

対象となる事業は、以下の要件を満たすものであること。

ア 地球温暖化対策を推進する上で将来性があること。

イ 地球温暖化対策技術等を普及させるビジネスモデルとして先見性が高いこと。

ウ 地球温暖化対策技術等を普及させるビジネスモデルとして先進性が高いこと。

(2) 維持管理

事業で整備した施設・設備及び事業で取得した備品は、事業主体の責任のもとで適正な維持管理が講じられるものであること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 事業報告書及び評価報告書の作成並びに提出

補助事業者は、補助事業に係るビジネスモデルの開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめ、事業報告書を様式第2により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。また、補助事業者は、3年間の期間終了後には、当該ビジネスモデルに係る事業の事業性評価及び今後の事業計画をとりまとめた評価報告書を様式第3により作成し、翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

V 超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等事業

(1) 対象事業の要件

対象となる事業は、以下の要件を満たすものであること。

ア 超低硫黄軽油（硫黄分濃度が10ppm以下の軽油）を平成18年末までに市場に供給する製油所における設備省エネ化等の事業であること。

イ 製油所における設備省エネ化等の事業により削減される二酸化炭素の費用対効果が、軽油の超低硫黄化により削減される二酸化炭素の費用対効果と同等以上であること。

ウ 製油所における設備省エネ化等の事業内容が、複数の石油製品の製造工程での二酸化炭素排出削減につながるものであること、又は複数の二酸化炭素削減対策を組み合わせたものであること。

(2) 維持管理

施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

設備省エネ化等の事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

VI 余剰エネルギー連携利用設備整備事業

(1) 設備の要件

設備の規模は、余剰エネルギーの発生量や需要量を勘案し、適切な規模とすること。

(2) 維持管理

設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) 温室効果ガス削減量の把握等

融通して利用したエネルギー量を記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

VII 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業

(1) 電圧調整装置等省エネ機器

① 対象事業

温暖化対策診断等の結果により重点的な省エネが必要とされる者（一般家庭等）を対象に、確実に温室効果ガスの削減効果の見込める電圧調整装置等の機器を計画的に導入するものであること。なお、この機器は以下の要件を満たしているものであることを確認すること。

i) 電氣的ノイズ対策として、ノイズ対策基準VCCIクラスB（情報処理装置等電波障害自主規制協議会の自主規制基準）に適合していること。

ii) 機器の総合効率が定格で概ね99%以上であること。

iii) 設置者の受電電力に対応したものであること。

iv) 供給電圧が100V（又は200V）より低下した場合においても、機

器により制御された電圧が供給電圧又は96V（供給電圧が200Vのときは184V）のいずれか小さい方よりも低くないこと。

v) 電気供給約款に反した使用を目的としたものでないこと。（例えば、電力会社から三相200Vで供給された電圧の一相を電灯回路への供給を目的に調整する等）

vi) 騒音を発生しないこと。

vii) 電圧の変動に対する制御の時間遅れが少ないこと。（20ms以下程度）

viii) 電気用品安全法技術基準に規定する「その他の家庭機器用変圧器」（2次電圧変動特性、2次短絡電流特性、機械的強度を除く。）と同等以上の安全性を有するものであること。

② 機器を設置する地域の要件

機器を設置する地域は、供給される電気の電圧が比較的高い地域であること。

③ 維持管理

設置した機器は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

④ 温室効果ガス削減量の把握等

当該機器の設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(2) 民生用小型風力発電システム

① 対象事業

以下の要件を満たす民生用小型風力発電システムを、地域において導入するものであること。

i) 市街地等の風況でも安定した発電ができること。

ii) 強風時における安全対策が施されていること。

iii) 騒音が発生しないこと。

iv) プロペラなどの回転部に容易に人が接触することがないように、人の手の届かない高さに設置したり、周囲に柵を設けるなどの措置がとられていること。

② 設置する地域の要件

民生用小型風力発電システムを設置する地域は、住民等の目に多く触れるなど、温暖化対策技術の普及啓発としての効果も期待できる場所であること。

③ 維持管理

設置した民生用小型風力発電システムは、事業主体の責任のもとで適な維持管理が講じられるものであること。

④ 温室効果ガス削減量の把握等

民生用小型風力発電システムの設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

④ その他

設置に当たっては、建築基準法等の関連法規や地方公共団体が制定する条例を遵守すること。

(3) 家庭用小型燃料電池

① 設置する場所の要件

家庭用小型燃料電池を設置する場所は、燃料電池により発生する熱を効率的に利用できる場所であること。

② 維持管理

設置した家庭用小型燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

③ 温室効果ガス削減量の把握等

家庭用小型燃料電池の設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 複層ガラス等省エネ資材導入事業

① 対象事業

以下に掲げる省エネ資材（一般的な家電製品は除く）を導入する事業。

ア 住宅に導入する場合

1) 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

断熱材にあつては、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（平成11年建設省告示第998号）の3の（1）のロ「断熱材の熱抵抗の基準」に適合するもの（フロンを使用しないものに限る。）とし、ガラス、サッシ等にあつては、同指針の4の（2）「建具等の基準」に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの。

2) 省エネ設備

給湯設備等であつて同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているもの。

イ 住宅以外の建築物に導入する場合

1) 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準（平成11年通商産業省・建設省告示第1号）の1－3の条件を満たすために必要となるもの（延べ面積が五千平方メートル以下の建築物については、1－4の条件を満たすために必要となるものとするができる。）又はアの1)を満たすもの。なお、断熱材にあつては、フロンを使用しないものに限る。

2) 省エネ設備等

空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備であつて、同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているもの。

② 維持管理

導入した省エネ資材は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

③ 温室効果ガス削減量の把握等

省エネ資材の導入による温室効果ガスの削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 事業の規模要件

本事業は、一つの地域協議会における(1)から(4)に掲げる設備等の合計の導入件数が10件以上を予定するものを補助の対象とする。

Ⅷ 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

(1) 再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の認定基準

地方公共団体が策定し、環境省の認定を受ける再生可能エネルギー高度導入CO₂削減モデル地域計画の認定基準は次のとおりとする。

① 再生可能エネルギーの導入により、計画の対象とする区域内の家庭部門又は業務その他部門のCO₂排出量を10%以上削減することができること

② 複数の種類の再生可能エネルギーの導入を行うものであること

③ 地域の特性を反映するなど特徴ある内容であること。具体的には、次のいずれかの項目に該当すること

イ) 当該計画が再生可能エネルギーの導入によるCO₂削減に先駆的で他の地域のモデルとなりうること。

ロ) 供給面・需要面において地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入によりCO₂削減を図るものであること。

ハ) 再生可能エネルギーを活用しCO₂を削減する環境共生型のまちづくりを図るものであること。

④ 次の事項が計画に定められていること

イ) 対象区域

ロ) 再生可能エネルギーの導入に係る事業の内容(事業名称、事業主体、施設規模、設置場所、事業期間、施設整備期間)

ハ) 当該区域の家庭部門又は業務その他部門のCO₂排出量の推定値

ニ) 再生可能エネルギーの導入によるCO₂削減効果

ホ) 計画に基づく事業による地域の活性化や、環境教育なども通じた波及的な効果の見込み

ヘ) その他必要な計画策定項目

(2) 対象事業

本事業の再生可能エネルギーの範囲は、太陽光発電、風力発電、温度差エネルギー、天然ガスコージェネ、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造とし、それぞれの種類ごとに対象となる事業の要件は以下のとおりとする。

再生可能エネルギーの種類	事業の要件
--------------	-------

太陽光発電	50kW以上
風力発電	1500kW以上
温度差エネルギー	6.28GJ/h以上、省エネ率10%以上又は総合エネルギー効率80%以上、未利用エネルギー依存率40%以上
天然ガスコージェネレーション	他の再生可能エネルギーに係るシステムと組み合わせ、バックアップする場合に限り、500kW以上で発電効率が一定以上（ガスエンジン：30%、ガスタービン：25%）
バイオマス発電	50kW以上、バイオマス依存率60%以上、発電効率20%以上
バイオマス熱利用	バイオマス依存率60%以上、熱供給設備の場合は1.26GJ/h以上の熱利用、熱電併給の場合は50kW以上・発電効率20%以上
バイオマス燃料製造	バイオマス依存率60%以上、エネルギー回収率50%以上、一定以上の発熱量（固形化：12.56MJ/kg、液化16.75MJ/kg、ガス化4.19MJ/Nm ³ ）

(3) 要綱第5条第8項第2号ウの算定方法による算定額

要綱第5条第8項第2号ウの算定方法による算定額は、原則として次の式により算定される額とする。

$$(B - C) \times (1 - (1 + r)^{-n}) / r \times n - A \times 0.05$$

A：補助対象経費の実支出額

r：時間割引率（原則として0.04とする）

n：当該設備の法定耐用年数

B：当該施設により供給される再生可能エネルギーの年間販売収入見込額（円）

C：当該施設の年間の維持管理コストの見込額（円）

(4) 維持管理

事業で整備した施設・設備及び事業で取得した備品は、事業主体の責任の

もとで適正な維持管理が講じられるものであること。

(5) 温室効果ガス削減量の把握等

事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(6) 事業報告書及び評価報告書の作成並びに提出

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績（発電電力量、熱供給量又は燃料製造量等）及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を様式第4により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

また、補助事業者は、3年間の期間終了後には、当該事業の事業性評価及び今後の事業計画をとりまとめた評価報告書を様式第5により作成し、翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

IX 業務部門二酸化炭素削減モデル事業

(1) 対象事業の要件

対象となる事業は、以下の要件を満たすものであること。

ア 対策技術を複数の店舗又は商店街の共有部分に導入するものであること。

イ 二酸化炭素の削減効果の高い事業（既存施設への導入の場合にあっては導入前を比較して、新規施設への導入の場合は一般的な技術と比較してエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が概ね10%以上）であること。

ウ 経済性・効率性が高く、他の中小規模の業務施設のモデルとなりうるものであること。

エ 同業種その他店舗等の他の施設への水平展開が可能であるといった波及効果のある対策技術を導入するものであること。

(2) 要綱第5条第9項第2号ウの算定方法による算定額

要綱第5条第9項第2号ウの算定方法による算定額は、原則として次の式により算定される額とする。

$$A \times (1 - (1 + r)^{-n}) / r \times n \times 2 / B \times i$$

A：当該設備による年間の光熱費削減見込額（円）

r：時間割引率（原則として0.04とする）

n：当該設備の法定耐用年数

B：当該業務施設の設備全体の合算の法定耐用年数

i：通常設置されている機器、資材等の新設又は更新の場合は1とし、通常設置されることのない機器・資材等を追加的に新設する場合は0とする。

(3) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(4) 温室効果ガス削減量の把握等

事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 事業報告書及び評価報告書の作成並びに提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を様式第6により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

また、補助事業者は、3年間の期間終了後には、当該事業の費用対効果、水平展開の可能性についての評価及び今後の取組をとりまとめた評価報告書を様式第7により作成し、翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

X 二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業

(1) 対象事業

対象となる事業は、以下の要件を満たすものであること。

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（平成11年通商産業省・建設省告示第2号）（以下「次世代省エネルギー基準」という。）の性能を満たす断熱資材等（屋根・天井・壁・床等の断熱材、断熱構造の窓・ドア等）。

なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

イ 住宅用太陽光発電システム（最大出力3kW以上）を設置すること。

ウ 高効率給湯器（CO₂冷媒ヒートポンプ方式（エネルギー消費効率（COP）3.0以上）、潜熱回収方式（熱効率0.9以上）、又はガスエンジン方式（総合エネルギー効率0.85以上）若しくはこれらと同等以上にCO₂排出原単位の低い方式の給湯器）

エ 住宅の整備又は購入に当たってアからウの設備を導入し、整備又は購入に係る住宅ローンの借入金額が200万円以上であること。

(2) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) モニタリングネットワークへの参加、記録及び報告

住宅を整備又は購入した翌年度から少なくとも3年間は、本事業により住宅を整備した者及び環境省その他CO₂削減に貢献しうる者で構成するネットワークに参加し、当該住宅におけるエネルギー消費量、エネルギー消費機器の使用状況、住まい方やCO₂削減の取組状況について記録し、記録した内容をネットワークに情報提供し、ネットワークによって相互に情報交換するとともに、ネットワークから家庭におけるCO₂削減の取組について広く情報発信することに協力すること。記録する内容、情報提供する内容及び情

報発信する内容については、環境省において別に定めるものとする。

また、環境省の求めに応じ、出来る限りＣＯ２削減に関する取組状況について、情報を提供すること。

3 経過措置

2のⅤの事業にあつては、平成17年4月1日以前に省エネ化等設備整備事業を開始し、平成17年4月1日の時点において実施中である整備事業であつて、交付要綱の目的に合致しているものについては、交付の対象とする。

附則

この実施要領は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成16年1月9日から施行する。

附則

この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1（温暖化対策市場化直結技術開発事業の成果報告書の作成例）

平成○年度二酸化炭素排出抑制対策に係る温暖化対策市場化直結
技術開発事業 成果報告書

○○○○○○○○○○○○に関する技術開発

技術開発代表者 ○○○○○○
共同技術開発者 ○○○○○○
○○○○○○○

1. 目的

2. 方法

3. 結果（進捗状況）及び考察

4. 補助事業に関する発表の状況 発表誌名巻号・ページ・発行年等も記入

（1）学会発表

（2）論文発表

5. 知的所有権の取得状況

成果報告書には事業により得られたデータやグラフも盛り込む

罫線は削除して差し支えない

ページを付す

用紙は日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは基本的に同一のものを使うこととするが、報告書としての体裁を整えるため適宜フォントを使い分けることは差し支えない。

概要版も成果報告書と同じ要領で作成し、表題の「・・・成果報告書」の後に「（概要版）」を追加して作成する。

様式第2（地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業の
事業報告書の作成例）

平成○年度地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター
（起業支援）事業報告書

補助事業者の氏名又は名称
補助事業者の代表者の職・氏名

1. 事業の名称
○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業の実績

【当該年度における製造・販売数量や契約件数など事業の実績を示す
定量的な数値を記載する】

4. 事業の収支

【当該年度の事業の収支（決算前の場合には見込みで差し支えない）を
記載する】

5. 事業による温室効果ガスの削減量

【当該年度における事業実施に伴う温室効果ガスの削減量について、算定
方法及び算定根拠とあわせて記載する】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイン
ト程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

様式第3（地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業の
評価報告書の作成例）

平成○年度 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業
評価報告書

○○○○○○○○○○事業

代表事業者 ○○○○○○

共同事業者 ○○○○○○

○○○○○○

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. ビジネスとしての評価

事業収支を含む

4. 今後の事業計画

罫線は削除して差し支えない

ページを付す

用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは基本的に同一のものを使うこととするが、報告書としての体裁を整えるため適宜フォントを使い分けることは差し支えない。

様式第4（再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の事業報告書の作成例）

平成○年度再生可能エネルギー高度導入地域整備事業報告書

補助事業者の氏名又は名称
補助事業者の代表者の職・氏名

1. 事業の名称
○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業の実績

【当該年度における再生可能エネルギーの製造量・供給量を、熱、電気、燃料の別に記載する】

4. 事業の収支

【当該年度の事業の収支（決算前の場合には見込みで差し支えない）を記載する】

5. 事業による温室効果ガスの削減量

【当該年度における事業実施に伴う温室効果ガスの削減量について、算定方法及び算定根拠とあわせて記載する】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

様式第5（再生可能エネルギー高度導入地域整備事業の評価報告書の作成例）

平成○年度再生可能エネルギー高度導入地域整備事業評価報告書

補助事業者の氏名又は名称
補助事業者の代表者の職・氏名

1. 事業の名称
○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業の実績、事業の収支及び温室効果ガスの削減量
【4年間の再生可能エネルギーの製造量・供給量、収支、温室効果ガスの削減量を算出する。】

4. 事業性の評価
【今後の事業収支の見込みなど事業性についての評価を記載する。】

5. 今後の事業計画

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

様式第 6 （業務部門二酸化炭素削減モデル事業の事業報告書の作成例）

平成○年度業務部門二酸化炭素削減モデル事業報告書

補助事業者の氏名又は名称

補助事業者の代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業による温室効果ガスの削減量

【当該年度における事業実施に伴う温室効果ガスの削減量について、対策技術や店舗等ごとに、算定方法及び算定根拠とあわせて記載する。】

4. 事業による光熱費削減量

【対策技術ごとに、光熱費削減量について記載する。】

5. 事業による効果、影響

【対策技術ごとに、上記 3 や 4 から得られる費用対効果、オーナー、店舗従業員、顧客の意見も踏まえ、有望性や課題を記載する。】

6. 今後の取組

【翌年度以降の取組を記載する。】

【用紙は日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用い、文字の大きさは 10～12 ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

様式第 7（業務部門二酸化炭素削減モデル事業の評価報告書の作成例）

平成○年度業務部門二酸化炭素削減モデル事業の評価報告書

補助事業者の氏名又は名称

補助事業者の代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業による温室効果ガスの削減量

【事業実施に伴う 4 年間の温室効果ガスの削減量について、対策技術や店舗等ごとに、算定方法及び算定根拠とあわせて記載する。】

4. 事業の費用対効果

【対策技術ごとに費用対効果について記載する。】

5. 事業の水平展開の可能性

【対策技術ごとの投資回収年数、経営上の指標からみたときの投資効果についての評価を記載する。それを踏まえ、自社内の店舗への水平展開の可能性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【翌年度以降の対策技術の普及方策や見通しについて記載する。】

【用紙は日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用い、文字の大きさは 10～12 ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

CDM/JI設備補助事業実施要領

（目的）

第1条 この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項及び第29条の規定に基づき、CDM/JI設備補助事業について必要な細目等を定めることにより、同事業の適切な処理に資することを目的とする。

（補助申請時に必要な資料）

第2条 要綱第6条第1項に基づきCDM/JI設備補助事業の交付の申請を行おうとする事業者は、同項に基づく要綱様式第1による申請書類に、次に掲げる資料を添付しなければならない。

1 要綱第4条第1項第2号アの事前審査等事業及び同号ウの排出削減量認証事業
CDM/JI事業実施計画書（以下の内容を含んだもの）

- 1) CDM/JI事業の概要（場所、事業内容等）
 - 2) CDM/JI事業の実施体制及び責任分担
 - 3) 削減見込み量
 - 4) CDM/JI事業及び事前審査又は排出削減量認証に係るスケジュール
 - 5) 京都メカニズムの手続に関する状況（方法論、政府承認、登録、クレジット分配契約、事業開始等の進捗状況を記載）
 - 6) 資金計画
- 申請者の組織概要・事業実績に関する資料（事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書等）
積算根拠資料（交付申請額及び対象経費の計算の根拠）
プロジェクト設計書及びその和文による概要
事前審査等事業については、投資国及びホスト国政府の承認書（取得している場合のみ）又は承認の可能性に関する資料等
発生するクレジットの分配に関する合意文書（合意があれば提出のこと。ない場合には、調整状況を説明する資料を提出すること。）

2 要綱第4条第1項第2号イの設備整備事業

CDM/JI事業実施計画書（以下の内容を含んだもの）

- 1) CDM/JI事業の名称 2) CDM/JI事業の実施予定国と実施サイト
- 3) 事業概要 4) 申請事業者の概要
- 5) 各申請事業者の関係及び補助事業遂行に当たっての役割（環境省との一元的窓口となる法人（国内法人に限る。）、補助金の支払いを受ける法人等）
- 6) 導入する技術・設備に関する説明 7) 削減見込み量及びその算出根拠
- 8) 事業スケジュール
- 9) CDM/JI実施体制図（CDM/JI事業の実施体制に関して、参加者、ファイナンス（初期投資額、調達先、各出資・融資予定額を含む。）及びクレジット

の流れとその位置づけを、予定のものも含め、できるだけ具体的なスキーム図として図示)

- 9)ホスト国における事業実施場所・サイトに関する情報(所在、サイト概要(規模、生産量、経営状況、ホスト国における業界での位置づけ等))
 - 10)京都メカニズムの手續に関する状況(方法論、政府承認、有効化審査、登録に関する進捗状況を記載。J Iの場合はトラックの区別を含む。)
 - 11)資金計画(調達及び使用に関する計画、調達責任分担、負債調達の条件、進捗状況等)
 - 12)事業の採算性(プロジェクト期間にわたる税引後のプロジェクト IRR 及びエクイティ IRR、予想キャッシュフローの前提と計算表等)
 - 13)事業の実施に関わるすべての許認可の取得、法令遵守及び環境への影響についての情報
 - 14)付保に関する情報
- 申請事業者の組織概要・事業実績に関する資料(事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書等)
- 積算根拠となる資料(交付申請額及び対象経費の計算の根拠等)
- プロジェクト設計書及びその和文による概要
- 投資国及びホスト国政府の承認書(取得している場合のみ)又は承認の可能性に関する資料等
- 有効化審査報告書(取得している場合のみ)
- 発生するクレジットの分配に関する合意文書(合意があれば提出のこと。ない場合には、調整状況を説明する資料を提出すること。)

附 則

この実施要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業実施要領

（目的）

第1条 この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項、第26条第9項及び第29条の規定に基づき、温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（以下「事業」という。）に関して必要な細目を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

（排出削減対策の実施）

第2条 事業に係る補助事業者（以下「目標保有参加者」という。）は、平成18年度において、事業により整備した設備を活用しつつ、対象工場・事業場からの排出削減対策を実施するものとする。

（排出量の検証に当たっての検証機関への協力）

第3条 目標保有参加者は、基準年度排出量及び平成18年度の対象工場・事業場における二酸化炭素の排出量の検証を受けるに当たっては、検証を円滑に行うため、検証に必要な資料及び情報の提供等検証機関に協力しなければならない。

（その他の細則）

第4条 要綱及びこの実施要領のほか、目標保有参加者は、環境省が別途定める「自主参加型国内排出量取引制度の実施ルール」に従わなければならない。排出量の算定・検証、排出枠の交付量、目標保有参加者が常時保有すべき排出枠の量等の詳細についても、「自主参加型国内排出量取引制度の実施ルール」によるものとする。

附 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

廃棄物処理施設における温暖化対策事業実施要領

第 1 交付の対象となる事業の要件

廃棄物処理施設における温暖化対策事業国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

(1) 下表の左欄の対象施設の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

対 象 施 設	対 象 の 条 件
ア 廃棄物発電	(ア) R D F 発電 ・ 発電効率：R D F の処理量により 2 0 0 トン / 日未満：2 3 % 以上 2 0 0 トン / 日以上：2 5 % 以上 3 0 0 トン / 日以上：2 8 % 以上 (イ) ガスリパワリング型廃棄物発電 ・ 発電効率：2 0 % 以上 (ウ) その他の廃棄物発電 ・ 発電効率：1 5 % 以上
イ バイオマス発電	(ア) 蒸気タービン方式 ・ 発電効率：1 0 % 以上 (イ) その他の発電方式 ・ 発電効率：2 5 % 以上
ウ 廃棄物熱供給	廃棄物から得られ、利用される熱量 6 . 2 8 GJ/h (1 . 5 Gcal / h) 以上
エ バイオマス熱供給	バイオマスから得られ、利用される熱量 1 . 2 6 GJ/h (0 . 3 Gcal / h) 以上
オ バイオマスコージ エネレーション	・ 発電出力 5 0 k W 以上 ・ 省エネ率 1 0 % 以上
カ 廃棄物燃料製造	・ エネルギー回収率：6 0 % 以上 ・ 発熱量 - 固形化 1 2 . 5 6 MJ/kg (3 , 0 0 0 kcal / kg) 以上 - 液 化 3 3 . 4 9 MJ/kg (8 , 0 0 0 kcal / kg) 以上 - ガス化 4 . 1 9 MJ/Nm³ (1 , 0 0 0 kcal / Nm³) 以上 ・ R P F 製造は対象としない

キ バイオマス燃料 製造	(ア)メタン発酵方式 ・ガス製造量：300 Nm ³ /日以上 ・発熱量：18.84 MJ/Nm ³ (4,500 kcal/Nm ³)以上 (イ)メタン発酵方式以外 ・エネルギー回収率：50%以上 ・発熱量 固形化 12.56 MJ/kg(3,000 kcal/kg)以上 液化 16.75 MJ/kg(4,000 kcal/kg)以上 ガス化 4.19 MJ/Nm ³ (1,000 kcal/Nm ³)以上
-----------------	---

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものであること。
- (3) 廃棄物処理施設における温暖化対策事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていること。
- (4) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
- ア 情報公開等を行うに当たっては、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要を環境大臣に報告しなければならないこと。
- イ 処理施設の稼働開始後5年間は、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた年度の末日までに環境大臣に報告しなければならないこと。
- (5) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- (6) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。
- (7) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。
- (8) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (9) 事業者の取組として先進的であること
- (10)(1)の表の左欄のウ～キの対象施設においては、熱利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。
- (11) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- (12) 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。

第2 交付の対象となる事業の範囲

施設の新設、増設又は改造に係る事業とする。

第3 交付の対象となる廃棄物の処理施設の範囲

交付の対象となる廃棄物の処理施設の範囲は、次のとおりである。

(1) 廃棄物発電

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ 燃焼ガス冷却設備
- エ 発電設備
- オ 排ガス処理設備
- カ 通風設備
- キ 灰出し設備
- ク 排水処理設備
- ケ 不燃物処理・資源化設備
- コ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- サ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- シ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(2) バイオマス発電

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- エ 燃焼ガス冷却設備
- オ 発電設備
- カ 排ガス処理設備
- キ 通風設備
- ク 灰出し設備
- ケ 排水処理設備
- コ 不燃物処理・資源化設備
- サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(3) 廃棄物熱供給

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備
- ウ 燃焼ガス冷却設備
- エ 熱供給設備
- オ 排ガス処理設備
- カ 通風設備
- キ 灰出し設備
- ク 排水処理設備
- ケ 不燃物処理・資源化設備
- コ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

サ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

シ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(4) バイオマス熱供給

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備

ウ 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

エ 燃焼ガス冷却設備

オ 熱供給設備

カ 排ガス処理設備

キ 通風設備

ク 灰出し設備

ケ 排水処理設備

コ 不燃物処理・資源化設備

サ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

シ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(5) バイオマスコージェネレーション

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 燃焼設備・焼却残さ熔融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備

ウ 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

エ 燃焼ガス冷却設備

オ 発電設備

カ 熱供給設備

キ 排ガス処理設備

ク 通風設備

ケ 灰出し設備

コ 排水処理設備

サ 不燃物処理・資源化設備

シ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ス 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

セ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(6) 廃棄物燃料製造

ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

イ 脱水・乾燥設備

ウ 焼結設備

エ 熔融設備

オ 破碎設備

カ 選別・分級設備

キ 圧縮設備

- ク 排ガス処理設備
- ケ 固形化設備
- コ 搬出設備
- サ 排水処理設備
- シ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ス 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

(7) バイオマス燃料製造

- ア 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ 脱水・乾燥設備
- ウ 焼結設備
- エ 溶融設備
- オ 破砕設備
- カ 選別・分級設備
- キ 圧縮設備
- ク 醗酵設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ケ 排ガス処理設備
- コ 固形化設備
- サ 搬出設備
- シ 排水処理設備
- ス 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- セ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限る。）

第4 補助対象事業費の算定要領

1 工事費について

(1) 本工事費の区分

本工事費は、事業の主体をなす施設の工事費であって、廃棄物処理及び処理に伴うエネルギー利用のための設備の設置に係る工事費について算定すること。

(2) 工事費

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価 格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の(ア)及

び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

2 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限り算定することができること。

都道府県センター普及啓発・広報事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環廃産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第6号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）申請事業案件の要件

本事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとする。

ア 広範な地域住民等に対して、代エネ・省エネを中心とした地球温暖化防止のための効果的な普及啓発ができるものであること。

イ 地域特性を生かした地域密着型の普及啓発ができるものであること。

ウ 環境省、都道府県が行う普及啓発と整合を図り、かつ、連携をとること。

エ 事業の実施後、普及啓発の効果を把握し、これを公表すること。

（2）補助対象経費

以下の経費は対象としない。

ア 机、椅子、複写機等補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費

イ ホームページの開設・運用及び機関誌等の発行など、補助事業者の活動基盤を整備するための経費

ウ 事故・災害の処理のための経費

エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

附 則

この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第14号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）申請事業案件の要件

本事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとする。

- ア 補助により新たに設置する冷凍装置は、冷媒としてフロン類（CFC、HCFC、HFC）を使用せず、アンモニア、二酸化炭素又は空気等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた低温ないし超低温用の冷凍装置であること。
- イ 補助により新たに設置した冷凍装置は、事業主体の責任の下で適切に維持管理され、京都議定書第一約束期間（2008年～2012年）における温室効果ガスの排出量削減に資するものであること。
- ウ 新たに設置する冷凍装置の導入に伴い、既存の冷凍装置で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。
- エ 電力使用量を記録するなどにより本事業の成果としての温室効果ガスの削減量を把握するとともに、省エネ型自然冷媒冷凍装置導入による効果を広報し、同装置の普及に努めること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

（2）補助対象経費

- ア 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入費用と、これと同等の冷凍能力をもつフロン冷媒冷凍装置（以下、「比較対象フロン冷媒冷凍装置」という。）の導入費用の差額。
- イ 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の導入に伴い、既存の冷凍装置を撤去する場合は、既存の冷凍装置の残存価額（法定耐用年数（13年）経過後は購入価格の10%、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。）をアの差額に加算することができる。

（3）省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入効果の広報について

省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入効果の広報については、実施方法は任意とするが、例えば、次のような方法が考えられる。これに限らず、効果的な広報を行っていただきたい。

- ア 新聞、雑誌等への広告掲載

- イ 自社のホームページや環境報告書への掲載
- ウ 冷凍装置メーカーとタイアップした見学会等の実施
- エ 寄稿、発表等

(4) 成果報告書の作成及び提出

補助対象事業者は、補助により新たに設置した冷凍装置の稼働から半年後（第1次）及び1年後（第2次）を目処に、成果報告書を、様式により作成し、これを大臣に提出するものとする。同報告書には、CO₂削減効果及び広報結果又は予定について記載するものとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式（成果報告書の作成例）

環境大臣 殿

補助対象事業者 住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

平成○年度省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業
成果報告書（第○次）

省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業実施要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施事業所名
- 2 事業実施による CO2 削減効果について
- 3 広報結果（又は予定）